

平成21年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成21年9月4日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	総務部長	池田善紀
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	面卷昭男
住民生活部長	西本喜一	福祉課長	佐藤滋生
福祉課参事	清水修一	国保医療課長	植村俊彦
国保医療課参事	寺田良信	健康対策課長	西梶浩司

環境対策課長	栗本公生	都市建設部長	清水建也
建設課長	加藤保幸	観光産業課長	川端伸和
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	今西弘至
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	黒崎益範
上下水道部長	谷口裕司	上水道課長	清水孝悦
下水道課長	上田俊雄		

---

1, 議事日程

日程1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目に、新型インフルエンザ対策についてということですが、これについては、今回、同じ項目で既に2人の方が質問をされていますので、なるべく重複しない形で質問をさせていただきたいと思えます。

まず、現状の状況認識についてですが、この間、新型インフルエンザの対応として、国や県とも連携しながら、町も住民の皆さんに対し情報提供を行っていただいています。当初、強毒性ウイルスによる症状の重症化が非常に心配されていましたが、これまでのところ、今回のウイルスは弱毒性であるなど国の方でもその認識が刻々と変わってきており、またそれによって今度は、実際に発症または発症が心配される方はどのようにすればいいのかという点で、県や町、また医療機関などの対応も変わってきていると思えます。まず、発症または発症が心配される方について、受診をする体系がどのように変わってきているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 新型インフルエンザの受診する場合でどのように変わってきたかというお問い合わせでございます。

新型インフルエンザの対応としましては、当初、4月末でございますけれども、37.8度以上の発熱症状があり、咳やのどの痛みがあり、鼻水、鼻づまりなどのインフルエンザのような症状のある方については、直接病院に受診しないで発熱相談センターに相談され、そして発熱外来で受診をしてもらうということになっておりました。その後、6月に入りまして、6月25日付で厚生労働省から県に、新型インフルエンザに係ります今後のサーベイランス体制についての通知がございまして、今般、発生した新型インフルエンザについては、多くの感染者は軽症であり、季節性インフルエンザの症状と区

別して把握することは難しく、今後、季節性インフルエンザを含めたインフルエンザサーベイランスを念頭において行うという通知がございました。

県は、この厚生労働省の通知を受けまして、インフルエンザ症状のある人は、一般医療機関で受診をすることとし、受診前に必ず電話をしてから一般医療機関で受診をするということになりました。

また、個人単位での患者さんの全数把握もこの時点で中止をすることとなりまして、あと保健所は、学校や福祉施設などの一つの集団で、7日以内に2人以上のインフルエンザの症状の患者さんが発生した場合、その連絡を受け、集団的な発生が疑われる場合において患者さんの発生動向調査を実施するという方向に変わりました。

さらに、それから、この8月24日からは、発熱外来は休止となり、発熱相談センターは県が廃止をされ、そして新たにそれにかわる新型インフルエンザ相談センターが設置をされたところであります。これにつきましては、住民の方にホームページ等で、それから公共施設のポスター等で周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、最後の方で、ホームページとポスターで周知をされておられるというふうにおっしゃいましたけど、やはりこのように、当初は、新型インフルエンザの発生を特定して隔離をするといった形での対応で、非常に住民の皆さんの間でも、どうしたらいいのかと、発症してしまったらえらいことやということで非常に不安がある中で、比較的軽症やということで、その認識が変わる中で、受診の窓口が変わってきていると。

私も、一番最初に、こういう対応ですよというのは聞いていたんですが、その後変化する状況の中で、全然知らないうちに発熱相談センターでの対応とか、対応というか、こちらの方からどうアクセスしたらいいのかという体制が変わってきていたので、やはり住民の皆さんも、変わってきていることをどれだけの方が知っておられるのか、やはりそこは徹底して周知をお願いしたいというふうに思うんです。

それと、軽症だということで今のところきてますけども、一昨日ニュースの報道で、北海道の40代の保健師の方、この方は基礎疾患は、厚生労働省が言うようなほどの基礎疾患を持っていないにもかかわらず重症化をして亡くなってしまったというニュースがありました。これを見て、弱毒性と言われている中で、このように死者がふえてきて

いる状況ですね、これについては、町の方はどのように見ておられるでしょうかね。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 新聞報道等で、全国で10人の方がお亡くなりになったということはつかんでおります。ただ、全国的に患者さんが発生する中で、まだ死亡率についてはかなり低いという中で、今後、その動向を十分に慎重に見極めていき、また対応をしていかなければならないと、そういう認識でおります。

以上です。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 以前のように、余り過敏な対応になってしまってもまた逆に困ると思いますので、国の動向もよく見守っていただいて、適切な情報提供をよろしくお願いいたします。

それでは、次に、昨日もインフルエンザのワクチンについて同僚議員から質問が出ておりまして、一定答弁をいただいておりますけども、斑鳩町では、これまでに65歳以上の高齢者に対してインフルエンザの予防接種を無料で受けていただいているというふうにしてきましたが、この新型インフルエンザの予防接種については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 新型インフルエンザのワクチンについては、報道等でもご存じのように、ワクチンが、今、不足をしているという状況であり、また接種の優先順位等も国の方で検討をされている段階でございます。

そういったことから、どのような方法で接種するかどうか、正式に国や県の方から町の方には通知が来てない状況でございますので、この予防接種についてどうなるのかということ、今後、情報に注視をしてまいらなければならないと考えているところであります。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） やはり、住民の皆さんからも、ワクチンの確保状況とかどうなんですかというようなことも聞かれますし、また重症化が心配されるのは、高齢者だけじゃなくて妊婦さんとか、あと子ども、そういった人たちもワクチンを優先的に接種をするというふうにして国の方、今、政権かわりましたけども、前厚生大臣、そのように発表しておりまして、出来ましたら今後、国の動向は見極めていただきたいと思うんですが、

高齢者の方に対してやはり無料で受けていただいていたという部分、今回、重症化が心配される妊婦や子どもなど、国の方が示していたそうした重症化が心配される人たちにも、国の方にも要望していただいて、やはり何らかの形で助成というか無料で出来るだけ受けていただけるような体制を、今後、検討していただきたいというふうに思いますので、これは要望としてお願いしておきます。

次に、少し備蓄品の状況についてもお尋ねをしておきたいと思うんですが、新型インフルエンザの発症後、今、補正予算も組んでいただいて、マスクなどの備蓄品の充実に努めていただけていますけれども、実際には物が無いというふうに、そういう報道もされていますことから、この点についてもどんな状況なのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 備蓄品の状況でございます。備蓄品につきましては、当初、サージカルマスク等を含めまして6,500枚、それからゴム手袋を2,350人分、ゴーグル50個、防護服46着、アルボース石けんは500ミリリットルが26本、アルコール消毒液が500ミリリットル30本と1リットルが30本、アルコール消毒液詰めかえ用が5リットル用が30本を購入しております。

その後、マスク等は一部使用をいたしましたため、現在、6,100枚、それから消毒液は、公共施設に設置をいたしておりますため、現在の備蓄品は、アルボース石けんが1本、アルコール消毒液が500ミリリットル10本、消毒液の詰めかえ用が5リットルが24本となっており、そのほかの備蓄品は、先ほど申しました数と同じ状況でございます。

なお、今後、備蓄品としましては、サージカルマスクをさらに1万5,000枚購入を予定しており、あと、消毒液の購入やチラシ等の配布に要する経費として、今回、一般会計補正予算を上程させていただいております。よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そのように購入を予定していただいているということについては、積極的に進めていただきたいと思うんですが、備品としてそういうふうに、今、数をおっしゃっていただけてますけれども、それをそろえることが前提ですけども、そろえ

ると、どれぐらいの期間対応出来るというふうになるんですかね。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 季節性インフルエンザを見てみますと、流行から終息するまで約2カ月というふうに言われておりますことから、概ねその流行から終息までの2カ月を一つの目安としております。

なお、新型インフルエンザにつきましては、これからまた第2波等予測されますことから、随時、状況を見ながら備蓄品も考えていかなければならないと、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それと、特に、既にもう学級閉鎖などが発生している小中学校とか公共施設への備蓄品の配備なんですけども、物が無いと言われる中で、特にやっぱり心配されるのは、小中学校とか幼稚園、保育園なんですけども、消毒液なんかの配備状況については、どうなっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保育園、幼稚園、小学校、中学校でも、消毒につきましては、新型インフルエンザの流行等にかかわらず、日ごろからアルボース石けんで手洗いを行ってきておりまして、今のところ、アルボース石けん等につきましては、確保が出来ている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ちょっと、そのアルボース石けんというのがよくわからないんですけども、それは普段から使っておられるということですが、インフルエンザの対策としても有効だという認識でよろしいんですかね。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 通常の手洗い用の消毒用石けんでございますので、十分対応出来るというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたら、特に小中学校等については、対策が出来ていると、対策というか、備蓄品については、消毒液は確保されているということで認識をしておきます。

それと、これまで私も新型インフルエンザ対策について、3回目になるんですかね、

質問をしてきましたけれども、その中で、やはり行動計画の策定について、おこなっているのではないかと、早急につくっていただく必要があるのではないかとということで質問もさせていただいてきましたけれども、実際に刻々と状況が変わっていく中で、やはりこの策定については早くつくることが求められているというふうに思うんですけども、その行動計画の状況については、どうなっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 行動計画につきましては、前から質問者にも申ししておりますけれども、県の方の行動計画が出来ましたら、早急にその整合性を図りながら町の行動計画もつくっていくということで申し上げてまいりました。現在も、県の方にも確認をしておりますけれども、まだ策定中ということで、出来るだけ早く行動計画をつくっていただくようにということは、会議の中でも、ほかのところからも声が上がっているようでございます。そういった中で、県の行動計画が出来ましたら、早急に町の方も整合性を図る中で行動計画をつくりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 県の方がなかなかつくってこないということですが、確かにそれは国の方や県の方とも連携しないと対応出来ない部分もあるかとは思いますが、例えば行動計画がないがために対応が出来なかったと、つくことに時間をとられて、対応に職員さんの仕事の手がとられてしまってほかのことが出来ないというふうになるのは困るんですが、やはり行動計画がないがために、実際に蔓延した時に必要な対応が出来なかったと、そういうことのないように、行動計画についてはつくれないという状況があっても、やはり対応がきちんと出来るように対策会議等でも確認をしながら対策を進めていっていただくと共に、やはりこの行動計画ですね、今後、状況も変化していくと思いますが、やはり国や県に強く要望して早く行動計画が策定出来るようにというふうにお願いをしておきたいと思っております。

それでは、②として、今後の対策、取り組みについてお尋ねをします。前回の質問でもお尋ねをしたんですが、新型インフルエンザが流行した際に、保育所、学童保育の運営については、どのようにお考えになっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保育所の対応でございますけれども、8月27日に、奈良県より「保育所における新型インフルエンザ感染予防対策について」の通知を受けてお



ります。そして、8月28日に、町の新型インフルエンザ対策本部を開催して、その中で協議をさせていただきました。感染予防対策として、町としては、保育園では、県の休園基準に従い、7日以内にインフルエンザと診断された乳幼児が3人以上発生した場合には保育園は臨時休園とし、休園の期間は、3人以上の発生が確認された日の翌日より5日間、土曜、日曜も含む5日間として、状況に応じてまた期間も延長する旨を考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これまで国の方針としては、なるべく保育所、学童保育は閉鎖をしないで対応をしてほしいというふうに、これは方針が示されていたと思うんですが、これは何で変わったんでしょうかね。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今回、新型インフルエンザがこの8月に入りましてから、感染が急激に拡大をしてきていると、全国的に拡大をしてきているという中で、その中でわかりましたことが、抵抗力の弱い乳幼児は感染により重症化するリスクがかなり高いというふうにされていますことから、乳幼児をお預かりしている保育園等におきましては、やはり感染の拡大を防ぐのが最も重要な課題というふうに考えておきまして、それが、臨時休園が最善の対応であるというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしますと、重症化を防ぐために閉鎖ということに今後なっていくのでしょうか、この学童保育とか保育所は、閉鎖をされてしまうとやはり保護者が仕事を休まなければいけないと、また保育所にお子さんを預けておられる方の中には、医療従事者とか、役場の職員の皆さんの中にも当然そうした中に含まれると思うんですけども、個々の家庭が困るというだけにとどまらずに、社会的に重要な機能まで停滞してしまうという状況にもつながりかねないかなというふうに思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今のところ、もう既に県下でも保育園の休園箇所が出ております。そちらの方につきましても、臨時休園をされている状況でございます。そういった中で、確かに質問者がおっしゃいますように、共稼ぎで保護者の方が困られるということは事実でございますけども、やはり、先ほど申しましたように、今回の新型イ

ンフルエンザ、抵抗力の弱い乳幼児の方への感染の重症化ということを考えますと、臨時休園をしていき、感染の拡大防止に努めることが最善の策であるかなというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その対応も、個々の都道府県や自治体によって様々であるというふうに思うんです。一昨日のニュースで東京都の状況が報道されていましたが、東京では、保育所について閉鎖するかどうかというのは各自治体の判断に委ねられると。しかし、実際に閉鎖を決めたという自治体は1つだけだと。ほかの自治体では、担当職員の方がコメントをしていたんですけども、実際には閉鎖出来る状況ではないというふうにコメントをしていました。

確かに、感染拡大を防ぐと、乳幼児が重症化をされる危険性を重視して奈良県では閉鎖をするというふうに決定されたんだと思うんですが、今、私が申し上げた、やはり保護者の方や社会的機能が停滞してしまうという問題ですね、これについても、やはり対策を県とも協議する中で考えていただきたいなあと。対策会議やられると思いますので、ぜひそのことも意見申し上げて、その対応についてはどう考えるのか、どうしていくのか、また次の機会にでもその考え方を聞かせていただきたいなと思いますので、要望しておきたいと思います。

それでは、次に、国民健康保険証のことについて対応をお尋ねしたいんですが、現在、国保税の滞納などで、町は保険証を発行しないということはしていませんが、手元に保険証をお持ちでない方というのがいらっしゃると思うんです。斑鳩町でも多数の方がおられると思うんですが、新型インフルエンザの流行に伴って、いざという時に保険証がなくて病院に行けないという状況が起こることが予想されるんですが、こうした問題について、町はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） インフルエンザの症状を持つ被保険者や、そのような患者さんが受診しに来ている医療機関から被保険者証を受け取っていない旨の連絡があった場合、原則として被保険者証を速やかに交付をすることとしています。

その際には、症状がある方やその家族に来庁を求めることはせずに、行く先の医療機関と被保険者証の取り扱いについて相談をすることとしています。具体的には、町が医療機関に被保険者証を直接持参、または被保険者証を郵送し、医療機関から被保険者に

引き渡してもらうようにすること、あるいは町が医療機関に電話等で被保険者証の情報を伝えるなどして、当面はそれをもって対応してもらうようにすることなどであります。

いずれにしましても、インフルエンザ症状の患者さんが速やかに医療を受けてもらえることが出来るように最善を尽くしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、お聞きをして、きちんと対策を考えていただいているという事で安心しましたが、やはり感染拡大防止という点と、本人さんがやはり病院にかかれないうことがないように、町としても、今、おっしゃっていただいたことで対策をしっかり行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後に、昨日もチラシを住民の皆さんに配布してインフルエンザの対応については周知をされるというふうにおっしゃっていただきましたので、あと、最初に部長が答弁されました相談体制が変わってきているということについて、再度、やはり住民の皆さん混乱されていると思いますので、その点についてしっかりと重視をして啓発をお願いしておきたいというふうに思います。

以上で、このインフルエンザの質問については終わらせていただきまして、次に火葬場の使用についてお尋ねをしたいと思います。

これまでも何回か一般質問で取り上げられてきているというふうに思うんですが、町営の火葬場を斎場として使えるようにしてほしいという声を町民の皆さんからたびたびお聞きをします。しかし、現在、地元自治会との協議の中で、町営火葬場は斎場として使用することは出来ないというふうになっているかと思えます。この火葬場を建設した当時のことについて、私も議会にはおりませんでしたので、どういう経緯で今の現状、状況になったのか。出来ることなら、町民の皆さんが願うように、火葬場を斎場として使用出来るようにならないかという点について、確認と議論をさせていただきたいと思ひまして、今回、質問に挙げさせていただいております。

では、まず、現在に至るまでの経緯についてお尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 火葬場建設の経緯ですけれども、特に原則火葬場で斎場として葬儀をしないという点についてご説明を申し上げます。

町営火葬場につきましては、旧火葬場の老朽化に伴い、平成4年5月に町営火葬場計画を策定し、事業展開をしてきたところでございますが、計画当初、地元自治会として

は、建設反対の意向を示された事業でございました。

このような中で、概ね3年半の長い年月をかけて、自治会役員の方々との協議や交渉、あるいは地元住民の皆さん方の説明会等何度も行う中で、平成7年11月21日によく火葬場建設に関する覚書を締結することが出来ました。そして、建設に着手出来たものでございます。平成9年3月に竣工、そして供用開始を行っております。

その間、都市計画決定の手續や設計の業務などを並行して進めており、建設段階では確かに斎場として利用を出来るスペースも設けておりましたが、地元皆さんとの協議や交渉、説明会の中で、火葬場内で葬儀を行うことにより、参列者の車両による通行の妨げ、あるいは深夜の騒音などを懸念される声上がり、周辺住民の皆様配慮をするといった観点から、火葬場内での葬儀につきましては、災害等の緊急時以外は使用をしないということにさせていただいたところでございます。そういった経緯をたどってきているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その火葬場周辺の地元自治会というと、今、答弁していただいたのは、東里自治会のことについてかなというふうに思うんですが、もう一つ補償の対象として三井自治会もその対象になっていると思うんですが、その三井自治会については、火葬場を斎場として使用することについては、どのようにおっしゃっているんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 三井自治会は東里自治会よりも早く、平成5年4月15日に火葬場建設の同意書が提出されております。その際、要望事項として、特段火葬場使用についての要望が出されていないことから、使用についての取り決めは行っていないのが現状でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、次に、火葬場の使用について、地元自治会と覚書などという形で書面によってその使用については確認をされているんでしょうか。

それと、以前に自治会連合会と議会との懇談会が行われた際に、これは東里の自治会長さんから、火葬場を斎場として利用されたらどうかという趣旨のご意見がありましたので、もし地元が承諾いただけるのであれば斎場として使用出来るようになりますことから、この点については、町の方に地元の意向を確認していただきたいというふうにお

願いをしております、その時に町の方からも、確認をしますというふうに答弁いただいておりますので、その結果がどうであったのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） まず、地元との取り決め、それからあと自治会連合会と議員さんとの懇談会の際の関係でございます。

先ほども答弁をさせていただいておりますけども、平成7年11月に締結いたしました火葬場建設に関する覚書に基づき火葬場の建設を行ったところでございます。その覚書には、「建設後の火葬場運営に関しては別途協議すること」といった要望も含まれており、受付時間、休日なども地元自治会の意向を確認しながら設定をさせていただいたものであります。

また、町営火葬場では、災害などの緊急時以外は、町外居住者の使用許可は与えておりませんが、それにつきましても、覚書の要望に基づき実施をしているものでございます。

なお、斎場として使用しないことにつきましては、先ほども申しましたように、建設に当たっての協議により決めた事項でございまして、覚書には具体的に記載をされていないところでございます。

それから、次に、去る今年の2月10日に開催されました議会議員と自治会連合会との懇談会の席上でのご発言のことでございます。東里自治会長から、今は以前と違って家で葬儀しなくなったので、火葬場で葬儀を出来るようにしてほしいとの意見が出されたというふうに聞きました。

その後、町の方で、東里自治会長さんに対しまして、その発言が自治会の総意としてのお考えなのかということを確認いたしましたところ、個人的な意見としての発言であり、このごろは家族葬も多く、民間の葬儀場で行うと高額になるために、町営火葬場で葬儀が出来れば、少しでも安くなるのではないかとの考えからご発言をされたものであるということを確認しております。

また、自治会内で組織されている環境整備委員会では、火葬場での葬儀については、何度か議論になっているということでもございました。その委員会としても、結論は出ていないということでもあり、現時点では、地元の意思にご変更はないものというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 東里自治会の総意として今のところ変更の意思はないということですが、まだ結論は出ていないというふうにも、今、おっしゃったと思うんです。地元東里の自治会長さんも、個人的にはありますけれども、使用されたらどうかというふうにおっしゃっていただいていると。やはり、多くの町民さんからも要望があるということですので、地元自治会に対して、前向きに交渉を進めていけるのではないかなというふうに思うんです。ただ、相手のあることですので、その対応については慎重さが求められると思うんですが、例えば地元自治会に対して、新たに補償の面で交渉出来るならば、相手方にそのお考えがあるのかどうか、またあるとしたら、その内容はどの程度のもことになるのか。その内容に応じられるかどうかは別として、そうした点で補償内容の確認が出来ないかというのが1つ。話の持って行き方というのが非常に難しいと思うんですが、ぜひ確認をしていただきたいなと。

もう1つ、また近隣の町で実際に町営の斎場として使用をされていると。平群町なんかもそうですし、そういうところがあると思うんです。そういったところは、どういうふうに運営をされているのか。地元との協議というのはどうしているのか。実際に町営の火葬場を使って安くなるのではないかというふうにおっしゃってましたけども、この点についてはどうなのか。費用対効果についても、調査研究をしていただきたいなというふうに思いますので、これは要望をしておきたいなというふうに思います。

それでは、火葬場についての質問はこれで終わらせていただいて、次に3点目の質問に移らせていただきます。3点目は、環境保全推進委員の活動についてということですが、現在、町は、それぞれの自治会に対して環境保全推進委員の設置とその活動をお願いされているかと思います。私、実際にその環境保全推進委員というのはやったことはないんですけれども、環境保全という目的から、環境保全推進委員の活動は多岐にわたっていると。想像以上に色々な役割が求められているようです。そんな中で、実際に活動をされている環境保全推進委員の方から、その活動内容について色々ご意見をいただいたこともありまして、今回、町の環境保全推進委員の活動に対する考え方についてお尋ねをしたいと思います。

まず①点目、環境保全推進委員の設置の目的と、推進委員さんにどのような役割、仕事をお願いしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 環境保全推進委員の設置の目的と役割でございます。

まず、設置の目的でございますが、ご存じのように、現在の環境問題は、身近な問題から地球規模に至る問題まで多種多様で複雑化しております。このような環境問題に対処をしていくためには、私たちの生活様式の転換はもちろん、行政と地域住民、事業者が連携して取り組んでいく必要がございます。

そこで、地域リーダー的な役割を担っていただく方を配置し、現実に行っている身近な問題を解決しながら、環境問題を真に自分たちの問題であることを再認識していただくと共に、行政と地域住民皆さんとのよりよいパートナーシップの構築に寄与するために、平成9年度に初めて環境保全推進委員を設置したところでございます。

なお、環境保全推進委員の任期につきましては、2年任期でございます。平成9年度の第1期委員では、町民体育大会の地区割ごとに1名ずつ計23名の推進委員を委嘱させていただいたところであります。その後、地区の世帯数により推進委員を順次増員していき、平成17年度の第5期推進委員より現在の1自治会1名ずつ委嘱をさせていただいているところでございます。

それから、職務の内容、役割でございますけれども、環境保全推進委員さんをお願いしております役割は、環境保全推進委員の皆さんには、地域のリーダーとして、巡視活動、率先活動及び指導・助言活動、啓発活動または実践活動、それから地域における連携などの任務を担っていただいているところでございますが、その中でも特に1つ目の巡視活動を中心に行っていただくようお願いをしているところでございます。

この巡視活動の中でも、町から5つの巡視について特にお願いをしているところでございます。

1つは、ごみのポイ捨て、不法投棄実態調査でございます。巡視する中で、少量のポイ捨てがあれば除去していただくと共に、大型ごみなどの不法投棄があれば、通報をいただくようお願いをしているところでございます。

2つ目に、飼い犬等ペットの飼い方マナー調査をお願いしており、特に散歩時の犬のふん放置の多発地帯の調査をお願いしているところでございます。

3つ目に、ごみの出し方、分別マナー調査をお願いしており、指定袋の氏名記入の有無、あるいはごみ収集日以外のごみ集積所の状況について調査をお願いしているところでございます。

4つ目としましては、迷惑駐車状況調査をお願いしているところであり、地域で常習的に駐車されている車両があれば、警告チラシを貼っていただき、移動を促していただ

くようにお願いをしているところでございます。

最後に、5つ目、違反広告物の調査をお願いしており、地域に該当する違反広告物が掲出、掲げられている場合には、通報していただくようお願いをしているところでございます。

これら巡視活動の結果、問題等が発生した場合、あるいは発生する危険性がある場合には、必要に応じて関係機関とも連携をしながら対策を講じてきているところでございます。

なお、推進委員には、必要に応じて直接指導や助言といった役割も担っていただいておりますけども、昨今、人から注意されることに異常に反発される方も多く、推進委員の皆さんには、活動内容説明会の折に、行為者が仮にわかっても直接指導は避けていただき、先に事務局にご報告いただくようお願いをしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 環境保全推進委員さんの仕事として、私、イメージとしては、ごみの不法投棄とか出し方の注意なんかというのはイメージ的にぱっと出てきたんですが、迷惑駐車調査ですね、そういったものまで含まれているということに少し驚いているんですが、最後に部長がおっしゃった直接的な指導や助言というのも、なるべく自分では行わないで町の方に報告をしていただいで対応をするということでおっしゃっていただいているんですが、やはり話をお聞きしますと、そういうふうに最初に推進委員さんの仕事、役割として町から説明を受けた際に、推進委員になった以上はそれをやらなければいけないんだと、使命感というんですかね、そういうところからやられる方もおられるというふうにお聞きする一方で、やはり先ほど言ってましたように、ステッカーですね、こういうステッカーを迷惑駐車しているところに貼るといふか乗せているのか、そういう形で啓発をするということについても、はっきり言うたら、同じ自治会内で、環境推進委員さんが誰やというのがわかっている状況の中でこれをつけると。もちろん、迷惑駐車をすること自体がよくない行為ではあると思うんですが、やはり誰か特定されてしまうことによって、自治会内でトラブルにつながるおそれもあるのではないかなというふうに考えます。

それで、そうした活動について、先ほど部長の方からもトラブルにならないようにという配慮をもって活動をお願いしているというふうにおっしゃいましたが、実際にはそうした状況と、あと、やはり例えば隣の人がそういうのをされていて、町の方に報告をし



づらいという声もお聞きしているんです。

そうしたことから、実際に報告というのが年間何件程度上がってきて、警察にはどれぐらい通報されているのか。さらに、こうした活動を推進委員さんをお願いするということについて、そうしたトラブルに発生するおそれもあるのではないかなということにつきまして、町としてどのようにお考えになっているのか、この点、2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 迷惑駐車について調査の件数、また近所付き合いが気まづくなるのではないかということに対して、町はどのように考えているかということでございます。

まず、迷惑駐車調査の件数でございますけども、平成19年4月から平成21年3月末まで委嘱をさせていただきました第6期環境保全推進委員の皆さんでは、巡視活動は3,831件の報告を行っていただいておりますけども、そのうち迷惑駐車に関する巡視活動は184件でございました。関係機関に、質問者がおっしゃいますような警察等に相談、通報するような事例はございませんでした。

それから、迷惑駐車啓発まで環境保全推進委員さんをお願いしていることへの町の考え方でございますけども、やはり道路上にとめられた迷惑駐車は、道路の幅を狭め、円滑な通行を妨げ、交通事故の要因となるばかりか緊急車両の通行の妨げになるなど周囲に大変なご迷惑がかかり、生活環境を阻害するものでございます。

町におきましても、交通安全協会中心に撲滅に向けて取り組んでいただいているところではございますけども、地域での取り組みも効果的であると考えておきまして、環境保全推進委員の皆様にもお力添えをお願いをしているところでございます。

また、当町が啓発のチラシの貼りつけをお願いしておりますのは、駐車されている車両が誰のものかわからない場合であり、駐車車両の所有者が判明している場合で、啓発チラシを貼ることによりトラブルに発展するかもしれないと考えられた場合には、それは直接指導と同じことになると考えております。

こういったことから、推進委員の皆さんにも、無理にその啓発チラシを貼っていただく必要はなく、常習的に駐車されている車両がある場合で、著しく通行の妨げになる場合などは、町に報告をいただきましたら、関係機関と協議して対応をさせていただきますというふうに、5月の環境保全推進委員の活動内容説明委員会でも申し上げたところ

でございます。

しかしながら、今、質問者おっしゃるように、推進委員さんによりましては、自覚とか責任から、迷惑駐車車両には必ずその啓発チラシを貼らなければならないというお考えの方もおられるとも思いますので、再度、この巡視活動の方法等につきまして周知を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 例えば、このステッカーの啓発、貼りつけですね、これについては、望まれるところも、自治会はね、ほんまに困ってはってそういうものがないのかということで望まれるところもあると思うんです。ただ、そういうのを仕事としてやるのがかなわんというふうにおっしゃっている委員さんもおられますんで、町としても、お願いしている趣旨ですね、強制的にお願いしているわけではないと、で、トラブルに発生するようなことについては慎重に対応いただくと。今、部長、再度、啓発を、周知を行っていただくというふうにおっしゃっていただきましたんで、十分誤解のないように、そして推進委員さんからも、当初会議を持った時に色々意見が出ていると思いますので、そのことについてもよくお聞きいただきまして、推進委員さんの活動、町の方と協力しながら行っていただきたい。

基本的に、町民の皆さんに迷惑駐車車両の啓発というのは実際にはやっていたいでいるんですけども、本来やったらやっぱり警察の仕事ではないのかなと。そういうことをやっぱり町民さんをお願いするということもどうなのかなというふうに疑問もあるんです。実際に、環境推進委員さんからもそういう意見もいただいておりますので、そのこともあわせて、また、今後、ぜひ推進委員さんとも話をする中で協議をいただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

そうしますと、次に4点目の質問に移らせていただきます。妊産婦健診に対する助成についてということで書かせていただいておりますが、この間、少子化の問題の改善、あとは妊婦が費用の心配なく安心して出産出来るようにという観点から、妊産婦健診に対する助成が大きく前進し、現在では国の方針として14回分の公費助成、また斑鳩町では、それに上乘せをして15回の公費助成を行っていただいております、実際には大変喜ばれている状況だと思います。

このように制度が充実し大変喜ばれている中で、では実際にその制度の活用状況はど

うなっているのか、また実際に妊婦健診の受診をする中で、やはりさらに改善をしてほしいという求める声がありまして、それらにつきまして町の考え方をお尋ねしたいなと思うんです。

まず①点目に、昨年度が5回、今年度が15回と公費助成の回数をふやす中で、妊産婦健診の受診状況とその制度の活用状況がどうなっているかについてお尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 妊婦健診の助成につきましては、平成21年1月27日から、妊婦健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、国の2次補正予算で妊婦健診の公費負担が14回に拡充されたことを受けまして、さらに町単独の1回を追加した15回の助成を行ったところでございます。

これに伴いまして、既に妊娠届をされた方で、平成21年1月27日から3月31日までに自己負担で健診を受けられた115名の方に対しまして、244回分の助成を行ってきたところであります。また、制度拡大に伴い、該当者はすべて利用をされており、町単独の15回の助成を利用された方は、この間で11%となっております。

また、保健センターの方では、毎月、医療機関から妊婦健診の費用の請求の時に、妊婦さんが適切な時期に定期的に受診をされていることの確認もしているところでございます。

そういった中で、定期的な受診状況が把握出来、また未受診の方には電話や訪問等を通して受診勧奨や健康状態の把握を行うなど、妊婦とのかかわりの機会も多くなってきております。また、今回の助成制度によりまして、妊婦さんが経済的な負担も心配せずに、安心して定期的に健診を受けられ、出産を迎えられている現状がうかがえるところでございます。安心して妊娠、出産が出来る環境が育児不安の軽減にもなり、子育て支援につながっているものと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、受診の状況を報告していただきましたけども、その中で、数字の中で、12回から14回を利用された方というのが66%ですかね、というふうにあったと思うんですが、残りの34%の方はどういう状況なんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この制度につきまして、平成20年度当初は、平成20

年4月から平成21年の1月26日までは、妊婦健診の助成は5回でありました。ところが、先ほど申しましたように、国の2次補正予算で、今年の1月27日から3月31日まで2カ月と数日の間につきましては、15回にふやさせていただきました。こういった関係で、12回から14回といいますのは、66%といいますのは、その15回をすべて受けていただいておりますという方でございます。残り34%の方につきましては、それに近いということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） わかりました。それでは、国の方の制度を14回にふやすということで、今、実際にはやっていますけども、もともとこれは2年の期限がついていたというふうに思うんです。今、新たに政権が変わりまして、今後の動向も見守る必要があると思うんですが、もし国の助成が当初のとおり2年で打ち切られてしまったというふうになった時に、町は今の15回という助成は、後退させずに続けていくというつもりはあるのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 安心して産み育てる子育て支援を続けるためには、15回の妊婦健診の助成は引き続き行ってまいりますし、たとえ23年の3月31日をもってこの制度が打ち切られるとか、あるいはまたそういう関係等になりましても、町としてはこの15回は堅持してまいりたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、町長の方からそういうお考えを示していただきまして、非常に頑張って考えていただいているなというふうに思いますので、ぜひ、引き続き安心して妊婦さんが健診を受けられるように、町としても頑張っていただきたいというふうにお願いをするそのもう一方で、次の質問にも入るんですけども、今後の対応ということで、現在、私は、町として行っている公費助成の回数が15回ということで、その15回の助成が行われることによって、実際に健診を受けた時にかかる費用はどれくらいなのかと調査を少ししているんです。公費助成が15回になったのが今年度からなので、まだ半年ぐらいしかたっていませんが、ある妊婦さんがその間に受けたというか産婦人科にかかった回数と費用、これが現在までで8回かかっておられると。そのうちの費用が、全体で薬代も入れて5万5,290円の費用がかかっており、そのうちどれくらい公費助成が受けられているかということで見ますと、2万5,000円

公費助成を受けておられます。そうすると、残りが自己負担で幾らになるかという、2万9,360円が自己負担になっていると。ですから、5万5,290円の費用のうち2万9,360円が自己負担という状況になっているとお聞きしています。さらに、お聞きすると、その妊婦健診、あと残りは大体8回ぐらい必要だというふうになっているということですが、こうした調査結果からすると、今、15回の公費助成がされていますけれども、かかった費用の半分以上が、やはりいまだに自己負担になっていると。人によって金額の違いはあるというふうに思うんですが、必要な健診を受けると、やはり15回までいくと、数万円自己負担が必要であるというふうに推測がされます。そうしたことから、費用の心配なく妊娠の検査から出産まで安心して必要な健診を受けていただけるようにするためには、私は、今後、さらなる助成制度の充実が必要だというふうに考えます。

全国の例を調べますと、自己負担も含めて妊婦健診の費用を完全に無料化されているという町村もあるようなので、ぜひ斑鳩町も妊産婦健診の完全無料化実施に向けて前向きに検討をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この公費負担の最高助成額は、8万2,500円と斑鳩町ではなっております。一般的な妊婦健診15回の必要額は、大体10万円から12万円くらいかかるというふうにお聞きしておりますことから、質問者のおっしゃいますとおりに、自己負担が発生することにはなりません。

町が実施している妊婦健診は、奈良県と奈良県産婦人科医会の契約に基づいて補助券方式により奈良県統一の方式で実施をさせていただいているものでありまして、この方式は、県内の登録医療機関すべてにおいて同じ条件で受診をしていただくことが出来るなど、妊婦さんにとっての利点も大きいものと考えております。

妊婦健診は、自由診療となっておりますために、医療機関によっても健診方法や内容、回数が異なることもあり、一様に全額負担を行うことは、一人当たりの助成額に差が生じることにもなってしまいます。また、国の補助制度がなくなった後においてもこの制度を引き続き実施することを考えますと、今のところ全額助成を行うのは難しいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それぞれ個々によって金額も変わってくるでしょうが、それぞ

れ妊婦さんによって健康状態なども違うと思いますんで、やはりどんな状態でもお金の心配なく健診を受けられるように、今後、充実をさせていくべきではないかなということですけども、なかなか町独自でこれもやっていくということは、費用的にも非常に難しいことかなというふうにも考えてます。

今回、政権が変わった直後であるということもありますし、特に子育て支援にはやはり力を入れていただきたいということで、国や県に対しても強く制度充実の要望を上げていただくと共に、先ほど申しました先進自治体、茨城県の大子町というところが完全無料化実施しています。そうした先進自治体の調査研究を行っていただいて、制度充実に前向きに検討をしていただきますように強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、8番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず最初に、24年にわたる小城町政について質問をいたします。

①つ目は、小城町長が前吉田町長から引き継いだ時の町の借金は幾らで貯金は幾らあったのかをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 数字的なものでございますので、私の方からご答弁をさせていただきます。

本町の町債の状況であります。一般会計では、昭和60年度末では66億5,700万円となっております。水道事業会計においては、昭和60年度末で17億9,700万円となっております、合わせまして町債全体では84億5,300万円となっております。

一方、基金の状況につきましては、昭和60年度末において、財政調整基金は5億600万円、その他目的基金は5億7,500万円、土地開発基金で1億4,900万円でありまして、その他合わせまして基金全体で12億3,100万円となっております。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、現在の町の借金と貯金は幾らですか。また、その借金については、町民一人頭幾らになるのか、お答えください。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 現在の本町の町債の状況についてであります。平成20年度末におきまして、一般会計で104億円、水道事業会計で14億7,500万円、下水道事業会計で74億8,600万円であります。これを合わせまして193億6,100万円となっております。その町民一人当たりの金額は、一般会計では36万4,000円、水道事業会計では5万2,000円、下水道事業会計では26万2,000円であります。なお、これらの起債につきましては、本町の課題であります道路整備、公共施設の整備、JR法隆寺駅周辺整備、公共下水道事業をはじめとする都市基盤整備を推進していくために町債の活用を図ったところでございます。

一方、国の恒久的減税や、また地方交付税改革等によりまして、地方が発行を余儀なくされた臨時財政対策債や減税補てん債の町債もありまして、この町債につきましては、元利償還に対し100%の地方交付税算入がありまして、町財政への影響が少ない町債でありまして、その残高は34億8,500万円でありまして、これを除きますと、平成20年度末の一般会計の町債は69億1,400万円となっているところであります。その町民一人当たりの金額は、24万2,000円となっております。

一方、基金の状況であります。平成20年度末において、財政調整基金は15億5,300万円、減債基金は2億4,100万円、その他目的基金は4億4,000万円、土地開発基金は5億7,900万円、特別会計基金は1億2,700万円でありまして、合わせまして基金全体で29億4,000万円となっております。その町民一人当たりの金額は、10万3,000円であります。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、ちょっと総務部長の中で、総額で193億6,100万円の借金のうち、もろもろの、地方交付税で返ってくるのかということの中で、これぐらい金額が少なくなるんですか。確実に返ってくるんですか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 一般会計の町債のうちで、今、申しあげました臨時財政対策債や減税補てん債の起債が34億8,500万円があるということでありまして。ですから、これに下水道事業会計、水道事業会計を加えますと、34億8,500万円を除きましたら、158億7,500万円となるところであります。

一方、これらの起債につきましては、国との約束で、当然、全国の地方公共団体が発行をしており、後年度、元利償還につきましては交付税算入をされるものであります。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） いや、私、実はね、だから158億でしますと、町民一人頭幾らになるんですかということをお聞きしたい。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 158億7,500万円で計算いたしますと、一人当たり5万5,000円であります。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、次、公共下水道の借金については先ほどおっしゃいましたのでそれはいいとして、それでは、4年前に町長が第6選に出馬されて、その時に比べ町の借金はこの4年間でふえたんでしょうか、それとも減ったんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 結論から申し上げますと、ふえた減ったでは増加いたしております。その数値も要るでしょうか。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 4年前の時の額と、それで今の、今現在4年間でふえたのか減ったのかの金額だけを端的におっしゃってください。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 平成20年度末の町債の状況を4年前の平成16年度末と比較しますと、一般会計で16億300万円の増となっております。なお、先ほど申し上げました国の恒久的減税や地方交付税改革等によります地方が発行を余儀なくされました臨時財政対策債や減税補てん債等の町債を除きますと、一般会計では8億7,700万円の増となっております。

次に、水道事業会計では4億5,200万円の減、下水道事業会計では21億7,500万円の増となっております。町債全体では33億2,600万円の増、臨時財政対策債等の町債を除きますと、25億9,900万円の増となっております。

以上です。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、弾力的な財政を示す経常収支比率なんですが、実際家庭で言いますと、収入に対して光熱水費、あるいは住宅ローン等どうしても要る費用、それが収入に対してどの程度の割合かというのを示すのがこの経常収支比率なんですが、



実際には85%ぐらい、これぐらいが一番弾力的に色んな事業が出来る一つの目安だと、こう言われているんですが、斑鳩町がこういうふうな弾力的な財政に戻るというのは、あと何年ぐらいかかったら出来るんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、経常収支比率についての考え方でございます。近年の介護保険や国民健康保険の制度改正がございます。また、障害者施策、少子化対策、保健事業の充実による負担金や扶助費の増加がございます。そうした中で、経常収支の85%については財政分析上余り議論の対象ではなくなってきておりまして、今日では、あくまで財政健全化指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標により分析されているところでございます。

それを踏まえた上で当町の経常収支比率についてご説明をいたしますと、平成20年度決算資料にもお示しをいたしておりますけども、現行の地方交付税制度が続くものと想定いたしまして、平成31年度までの財政指標を算出をいたしております。経常収支比率につきましては、平成20年度決算で94.0%であるものが、平成25年度に89.5%まで減少をいたします。ただ、その後は、少しずつ増加傾向になるものと見込んでおります。なお、県内の他の市町村の状況を見ましても、経常収支比率の県平均は、平成19年度決算におきまして98.6%となっているところでございます。

これらのことから、斑鳩町の経常収支比率の当面の目標といたしましては、少子高齢化対策や障害者・高齢者施策、学校校舎耐震補強等の事業がございまして、凍結出来ない必要不可欠な事業の実施も考慮をいたしまして、当面90%前後が妥当ではないかと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、総務部長が90%ということをおっしゃいました。これは、以前に住民の皆さんが、斑鳩町の財政の健全化の委員会の中でも、その90%という数字を示されていたと思うんですが、ぜひとも将来に禍根を残さないような形で財政運営はしていただきたいと思う。

それで、これまで24年間の小城町長の結果が現在の財政状況だと思うんですが、実際には先ほど言われたような町民一人当たりの負債55万ということの中で、実際にこのようになった原因はどこにあるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 原因といいますと、起債の発行につきましては、その都度必要な事業を行ってまいりました。例えば、いかるがホールがございます。また、生き生きプラザもございます。ふれあい交流センターもございます。また、法隆寺線の整備もやってきました。その他色々事業をやってきておりますけども、それらの事業につきまして国庫補助がある分がございまして、その裏補助として起債の充当を認められておるものがございまして、そうしたことから起債がふえてきたことがあります。

それともう1点は、先ほど申し上げましたように、国の財政計画の中でどうしても発行をしなければならないものもございます。そうしたものが、先ほど申し上げましたように、約34億8,500万ございます。これらを除きますと、昭和60年度よりは、町債につきましては2億5,700万円程度の増となっておりますので、町債を活用しながら、町といたしましては、住民の方にとって必要不可欠な事業を実施してきた結果であるとは認識をいたしております。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私は、町財政は均衡財政を最優先として、多額の借金を次世代に押し付けるような無責任な町政をしてはならないと思います。しかし、斑鳩町の今の借金は、金額から言いましても、小城町長のハコモノ行政のツケであります。しかも、総額430億円もかかるという公共下水道事業を始めた平成3年からもハコモノ行政を続けていますが、誰がこんなハコモノを建ててほしいと願い誰が得をしておるのかと、多くの町民の声があります。しかも、いかるがホールや福社会館等のハコモノの事業費は、総額ざっと計算しても126億、そのほとんどが100%に近い落札率という異常さであります。私は、税金の無駄遣いをなくすためにも、入札制度の改革は真っ先に取り組むべきだと思います。

今、手元に持っております資料を見ますと、最近は随契という形で結果として100%という額、21億2,929万円の橋上駅舎、あるいは総合福社会館本体工事の9億9,000万円等、随契でこのような多額の工事がやられ、あるいは以前には、入札をしながらも100%というような数字の保健センター、あるいは町営住宅長田団地A棟等々ありますが、私も自分の知り合いの中でゼネコンを経験された方々に聞いてみますと、予定価格と100%合うということはありませんと、これは明らかに情報が漏れている証拠であるということをおっしゃいました。億の金を積み上げて、そして設計金額を出していく中で、100%はあり得ないというのがその人の言い分でした。それ

も、何人かの方にも私は念のために聞きました。

だから、私はこういう中では、一番皆さんの納められた税金が、多額な金額が納入される、使われる、その工事発注については、入札制度の改革は避けて通れない課題だと思うのですが、町長の見解を聞きたいと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 西谷議員から、今、入札制度の改革とかおっしゃいましたけども、私は常に日ごろから、入札制度については副町長を中心に色々と職員の方々とも協議をされているわけですから、その中で私は入札制度の改革をやかましく言ってまいりました。

その1点目は、やっぱり制限付一般競争入札とか、あるいはそういうものも加えてまいっておりますし、私は、今、西谷議員がおっしゃるように、100%落札率がそういう、随契とかいうことをおっしゃいますけども、私はやっぱりその指名した業者が、適正かつ入札を執行されていると。そういう中で、明らかにそういう談合状態があるんだったら、私は町民の方々、あるいはまたそういう方々が必ず指摘をされているということだと私は思っております。以前にも、議会からも、そういう中で、斑鳩町の場合はそういうことが全くないということをおっしゃいました。

私はやっぱり、何も私が、明らかにそういうことが、やっぱり入札を執行されているんですから、そういうことについて、この部分はあかんということをおっしゃっていただいたら、私は的確にそういう判断をしていきますけども、いまだかつて何もそういうことはない。ただ、100%が、あるいは随契が、そういうものばっかしをおっしゃるわけでございます。85%が、80%が、その落札率がいいのか悪いのか。これは私は、その入札執行がそうしてされたわけですから、それについて町としてはその判断をやっていくということで進んでおると、そういう状況でありまして、常日頃から絶えず入札の関係等については、副町長を中心にやっぱり執行状況と、あるいは改革を進めておる一人でございますから、そういう点については指示をしております。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） いや、あのね、私が言うてんのは、指名競争入札やのうてよそがやっているように一般競争入札をして企業同士が適正な競争をする、そういう仕組みをつくってはどうかということで、これは、私、一貫してずっと言うてます。しかしながら、一向にその入札制度を変えようというそういう町長の答弁がないから、再三言

っているわけでありませう。

まして、前回の中で、前々回でしたか、入札について、地元業者の育成というような言葉まで出ました。これは明らかに、入札制度を片方では正規にやっていると言いながら、そのニュアンスは、地元業者を育成するということは、どっかで手加減、あるいはさじ加減があるのではないかとされるような発言だから私は申し上げているのであります。

奈良市でも、この間、6, 200万円も、市に迷惑をかけたとして、損害を与えたとして、市が業者にその賠償の責任を求めなさいというような判決まで出ております。住民皆さんは、自分たちが納められたその税金の使い道をどのように公平公正に使われているか、それに対して目を光らせているわけでありませうし、当然我々議員は、その住民皆さんの代弁者としてきっちりと監視するのは当たり前の話であります。

再度お聞きしますが、それでは小城町長は、指名競争入札を一般競争入札にすると、そういうお考えはないということではよろしいですか。

○議長（中西和夫君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） これまで多くの西谷議員のご指摘もございまして、随時、町長が言われたように改善を、入札改革を行ってきているところでございます。やはり、町としては、先ほども言われましたように、大切な町民の税金を預かっております。その公共事業については、適正な、また町民がガラス張りによく判断出来るような形でこれまでやってきたというつもりでございます。

先ほどもちょっとおっしゃってございましたが、予定価格の100%は、これ絶対あり得ないという質問でございますけれども、本町は予定価格の事前公表をしております。当然事前公表をしている限りは、予定価格はその入札すればわかるということの判断をするわけでございます。

いずれにいたしましても、これからもやはり一般競争入札、そして指名競争入札、これはぜひ必要なものでございますので、随時改善しながら入札の執行をしてまいりたいと、このように考えてます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、副町長は、事前に予定価格を公表しているとおっしゃいましたが、それはいつからされましたか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 平成の13、4年当時だと思うんです。といいますのは、西谷議員もあの時議員さんであったと思いますけども、一般の指名競争入札でやってきた場合に、やはり非常に落札率が高いという中で、全国的に色々問題になってきたという中で、予定価格も公表していこうということになってきたわけでございます。

それと、もう1点だけ。先ほど生き生きプラザの100%とか言われましたけども、あれにつきましては、あれは2億以上ですんで、一般競争入札となっております。1回目が不調、2回目につきましても、すべての業者につきまして予定価格をオーバーしておりましたので、当然、事業を執行するためにおいては、これ以上事業を延ばすことは出来ないということで、その中での、参加業者の中から話し合いをして随意契約となった結果であるということは、ご認識をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、13、4年、私もそうです。その時に、私も覚えているんですが、全国のオンブズマンの中で、一位不変の原則と言いまして、入札をやって、1回目、2回目、3回目、入札を行います。落ちるまでやるんですが、3回で終わるんですが、その時に、一番入札をした時の安い金額を出した業者が、2回目の入札をしても3回目の入札をしても、AならAという業者は常に一番安い金額を出している。これは、明らかに談合の疑いがあるということで、全国のオンブズマンの中でそういう結論が出て、私は議会の方でこういうことをやりました。だから、一位不変の原則という形の中では、当然こういうことはおかしいのではないかと言うてから、今のような事前に予定価格が発表されるようになりました。だから、1回で決まりますから、私が指摘した一位不変の原則は出来んようになりました。

しかし、私が言うてんのは、平成13年以前のところで、平成9年、平成11年、あるいは平成2年からのハコモノが100%であるということについて、こんなことはあり得ないだろうということを行っているわけであります。それでも、今のことについてはしないということなんですが、私は入札制度の改革なくして斑鳩町の財政再建はあり得ないと思いますし、今の答弁を聞かれても町民の方々は納得されないのではないかなというふうに思います。

それでは、次の2番目の受益者負担について

（「すいません、議長」と芳村副町長述ぶ）

○議長（中西和夫君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 先ほどご指摘にありましたいつから事前公表をしたかということでございますけども、事後公表をまずやりました。それは、平成11年4月1日から施行したわけです。これは、あくまでも、ご存じのように、やはり入札の透明性、客観性、そして公平性、競争性ということをやってもらうという意味において、大幅な入札改善をやったということになります。そして、事後公表の状況を見る中で、一步踏み出して、平成12年の7月1日に土木建築工事一式を対象に入札前の予定価格の公表をしたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、副町長がおっしゃいました。ただ、その中でも、実際に非常に斑鳩町のこの入札の結果がおかしいなと思うのは、通常、今、新聞で問題になっているのは、事前公表をして予定価格を公表したら、最低のところへ業者が集まって、逆に業者が苦勞してるんやという記事が新聞に載ってました。仕事を取るために70%台ぐらいのぎりぎりのところで取る。こんで大丈夫かなというのがあるんですが、斑鳩町の場合は、事前公表のその発表をしても相変わらず高いままでやっていくというのが、私にはどうも解せんのであります。

それでは、次に移りますが、実際にされている中で、受益者負担についてちょっと角度を変えて質問いたします。町長が町民に課している、例えばこの下水道加入負担金についてなんですが、この受益者負担に対する見解を聞きたいと思います。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 基本的な下水道加入負担金につきまして、まず、ご説明をさせていただきます。

考え方といたしましては、まず公共下水道事業、特に公共下水道事業ですけども、公共下水道の整備が完了いたしましたら、施設を利用されることによりまして浄化槽などが廃止され悪臭がなくなると、そして生活雑排水が水路や側溝に流れ込まなくなるなど生活環境が改善される。そしてそのことによりまして、それをご利用される方にとっては、公共下水道事業による利益を受けることが出来るといったことでございます。

しかし、公共下水道の整備につきましては、多くの資金と長い年月を要する。たとえ公共下水道の整備計画区域内にお住まいでありましても、公共下水道が利用出来るまでの期間、または公共下水道の整備区域外にお住まいの皆様につきましては、浄化槽やくみ取りトイレをご利用いただかなければならないと。そういったことになりまして、い

ずれ浄化槽の改築費用、改築するための費用も生じてまいるといったこととなります。

そういった受益を受ける人と受けられない人が明確に特定される公共下水道事業、それらの事業に関しまして、すべて町税であります一般会計で賄うことは、公共下水道が整備出来ない区域にお住まいの方々におかれましては、受益を受けられない人にとって公平と申すことは出来ません。

そうしたことから、町につきましては、加入負担金制度を制定しておるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 下水道部長は常にそういうことをおっしゃるんですが、実際に鳩町内を歩かれて、実際に下水道利用、接続された人の生の声を聞いたらええと思うんですが、長年かかるからその間不公平やというんですが、住民皆さんは、下水道つけて損したわと、こんなんはよつけて、下水道料金が毎月かかってという声であります。

実際に、町は下水道によって利益を得るということをおっしゃいます。しかしながら、水道は確かにつながんと生活でけへんでしょ。しかし、下水道については、今現在何の支障もなく住民皆さんはされてるんです。一方的に町が、河川の浄化、あるいは保健衛生上とおっしゃいますが、住民の側からとったら、大して支障はないのに突然自分の敷地内に10万円から何十万、あるいは100万円以上の、場所によっては、家によってはかかる。なおかつ10万円という部分であります。

そもそも私が思うのは、受益者負担というのは、特定の住民が利益を受ける時に払うべきものであって、ほぼ全域の町民が利益を受ける公共下水道や生活ごみの処理については、公的であり、その際の経費は、町民皆さんが一生懸命働いて納められた税金で賄うべきであります。特に公共下水道事業に伴う町民皆さんの自己負担は、敷地内の排水設備工事費、目安として、以前は20万から100万と言うてたんですが、今の町の広報を見ますと、最低が10万に下がっておりました。それで、なおかつそれプラス高い下水道料金の大きな負担になっています。さらに、その上に、町が町民に課せている下水道加入負担金1戸当たり10万円は、本来町が公費で賄う公共下水道工事費の一部であり、町民皆さんの受益者負担ではありません。

小城町長は、町民皆さんに排水設備工事費や下水道料金を自己負担していただくからには、まず町民皆さんが納めた税金を有効に使うように、総事業費430億円もかかるこの公共下水道工事の入札制度を、現状の指名競争入札から一般競争入札に切り替え、

これまでの93%以上という高い落札率での工事発注を80%台ぐらいに下げれば、私は何十億円もの工事費の削減が可能となり、町民皆さんにまやかしの下水道加入負担金10万円を課せることはないのであります。現に、市長がかかわった生駒市では、2年半で、当時97%であった落札率が80%にまで下がり、その結果9億円もの工事費の削減が出来たわけであります。

今、斑鳩町では、特に集中浄化槽の地区では、1人で、当時、反対することが出来なために仕方なく、公共ますに接続する排水設備工事をする際、町へ10万円を納めて下水道を利用されていますが、いまだにこの下水道加入負担金は納得出来ないと不満の声を上げておられます。

そこで、多くの町民が受益者負担として認めていない下水道加入負担金を廃止すべきだと思うのですが、町長の見解を示していただきたいと思ひます。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 西谷議員さんには、何回も申し上げますように、これは既に平成3年か4年ぐらいに、下水道が進んでいく中で、当時の中川議員から、委員会で、とにかく下水道の負担金を住民に早く知らしめていく方法をやっぱりしなきゃいけない。そういう中で色々と議論をしていただきました。まだそういう、当時は、下水道の公共工事等については、なかなかまだ、町は発進したものの、なかなか進んでおらない。そういう状況で、一応そういうことで終わっております。

しかし、これは、平成14年に色々と議会の委員会でそういう審議をいただいて、やっぱり17年から公共下水道が供用開始されるということであれば、早くやっぱり住民に知っていただくということで、そういう中で、私は議会で満場一致、下水道負担金についてはこの10万円を取っていきこうと。その当時も西谷議員も賛成をしておられますし、自分でも賛成をしたと。しかし、住民に聞きに回りますと、この10万円は何がどうかと言われます。

私は、やっぱり住民の代表は議員だと思うんです。そういうことを踏まえた中で、これはやっぱり住民の方々に混乱を起こしてはいけません。そういう点については、将来のことを考えたら、加入負担金は10万円。水道の関係でも、必ずああいうメーターをつける場合は設置費用がやっぱり要るわけですから、そういうことの企業会計というものを十分考えていかなかったら、これ後々後世にかなりの負担がかかってくると私は思っています。



そういう中で、色々と、今、おっしゃってますけども、私はやっぱりそういう中で、議会で満場一致やっぱり決められたことは、今、続いているわけですから、そういうことについて、前にもそういう請願書で議会に諮られても、ほかの議員さんはすべて現行どおりやっていこうということですから、そういうことをやっぱり皆さん方へ周知徹底していくのが我々の立場ではないかなと思っております。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 町長は、議会が承認したから。確かに私も承認いたしましたし、その中では、条例にはっきりと、斑鳩町の公共事業に関する一部を住民に負担させる、これが下水道加入負担金であります。ところが、地元の説明会では、いや、公共ますへは町がただでしますよと、今やったらただですよと、後からやったらお金かかりますよというて住民に説明をしている。条例と地元の説明が違っているから、そしたら地元の説明をやっている、住民に説明したように変えてほしい、変えるべきだというのが私の考え方であります。

それと、実際に条例のように10万円を先に、当然条例どおりですと、工事をする時に、公共下水道の利益を得るわけですから、町から言わせれば。そしたら、その時に、まず敷地内の公共ますをつける時に10万円を払ってくださいということで進める、これが条例どおりやと思うんですが、その分が全くされてない。当然そうですよ。10万円払ってまで公共ますをつけるという方はほとんどおられないと私は思うわけです。現に、斑鳩町が公共ますつけてますけども、一向に数字としては、実際に利用されているのは、この間の広報でも見た限り半分しかつけていないような現状にあるわけです。

それで、私は、条例で決まったからやのうて、なぜその提案した町長が町民が納得出来るような説明が出来ないのか。そういうことなら私は撤廃すべきであるというふうに考えているわけでありまして、別に満場一致であろうが多数決であろうが、決めた条例を変更するのに何ら、それに変わる事がおかしいというような議論は私は通らへんの違うかな。時代が変わり、あるいは住民の意識が変わり、あるいは実際にやってみて住民から異議があるなら、それは私は変えるべきではないのかなというふうに思うわけです。

このような、住民に受益者負担だということでおっしゃいました。ところが、先ほど、私は何度も入札制度の改革で言いましたけども、一方で多額の公費が工事の発注に使われ、そして公共下水道についても、ことごとく93%横並び、あるいはその入札の内容

を見ましても、順番に業者が入札を落札するというような現状にあるわけでございます。実際に斑鳩町でも5年間で大体82億の公共事業が行われておりますが、実際にこれが10%仮に下がったら、8億2,000万円も要は工事費が削減出来る、町民皆さんの納められた税金が節約出来るということになるわけです。町民皆さんからすれば、住民に負担をさす前に、まず町が税金の無駄遣いをなくしてくれと、その垂れ流しの穴を埋めてくれというのが住民の声であります。これは、私自身が町内を歩き回って、そして聞いた生の住民の声であります。

それでは、次にごみの部分に移りたいと思うんですが、だから私は、町民の税金を無防備に使うような公共下水道工事の今の発注を直ちに改善して、やはり間違った公共下水道加入負担金10万円を廃止するために下水道加入負担金条例を撤廃すべきだと思っております。

次に、町指定ごみ袋についてであります。町は平成12年10月から、「分ければ資源 混ぜればごみ」と町民に打ち出して、ごみ処理費の一部を住民に負担してもらうとして町指定ごみ袋を導入いたしました。しかし、実態は、年間3,500万円も住民がごみ袋代金として町へ納めていますが、ごみ処理費の受益者負担として使われていないという実態があるわけです。財政難だからこそ、ごみになる町指定ごみ袋を税金でつくるという発想をやめて、他の町や生駒市のように透明の市販のごみ袋でごみ収集をすれば、公費の無駄遣いは省け、住民も経費を削減出来る。

そこで、町民にごみ分別は定着しているのですから、財政難の斑鳩町も町指定ごみ袋を廃止してはどうかと考えるわけですが、町長の見解を聞きたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） すいません、先ほどのちょっと訂正、誤解を招くといけませんので、訂正の説明させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

工事費の説明会の時に、一切お金はかからないということでございますが、我々工事の説明会に当たりましては、工事の段階で公共ますを設置するまでの工事の期間中には費用はかかりませんという説明をさせていただいております。そうした説明会の中で、あえて、またこのようなパンフレットを持ちまして、費用がかかる内容も説明を十分させていただいているということをご理解いただきたいと思います。

そして、前回の議会で一般質問でお持ちいただいた資料につきましては、あくまでも工事資料の説明用の資料でございます。この資料と、工事説明会の資料としては2つペ

アで配布して説明しているという状況でございますので、あの資料に費用にかかることは一切書かれていないという誤解をしていただくということも我々にとりましても迷惑でございますので、ちょっと理解、認識を深めていただきたいと思いますので、ここでちょっと説明させていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 結局ね、町が一生懸命説明をしたと言っても、聞いている側が理解をしてなかったというのは、これは説明したことにならないと思う。理解をしてもらわんと、一生懸命やりました、一生懸命やりました、一生懸命やっても相手に伝わらなかつたら意味がないのかなというふうに思います。それは、担当課としてそういう気持ちがあるというのは、それはそれで受けとめておきたいと思うんですが、後の回答。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、ごみの問題等については、やっぱり町民の方々が非常に努力をされてやっていただいていると。昔は、やはり缶、瓶の選別等についても、色々とやっぱりラベルまで剥がしてやっていただいているという中で、この幸前、高安、高安西、睦の皆さん方の気持ちを考えますと、やっぱり焼却場のあるところの環境というものを考えていかなかったら、私は、今、一番問題は、ごみ焼却というのは、やってますものの、仮に幸前、高安が、この平成24年で30年を経過します。必ずまた23年には、高安、幸前、高安西、睦に10年撤去を含んでの再交渉にまた行くわけです。恐らくもう必ず住民の方々はわかってます。町長、もう来ても、そんなええごみの処理場が出来るのやったら、町役場の横でも建ててくれと、必ずそういうことから始まってまいります。これをどこかへ変えたら、皆必ず反対なんです。反対をされることは決まっているんです。絶対、私の地域へ諸手を挙げて待ってますという人は、必ずないです、自治会は。

そういう環境に置かれた中で、私はこの焼却場を延命していくためにも、地元の方々にも苦勞をしていただいている中で、出来るだけやっぱりごみを減らしていく。やはりごみゼロを目標に掲げていくという中では、私は平成10年ぐらいから、ごみ袋のごみを指定して、その袋をとりあえず週2回100枚ずつ無料で配布する。2、3年したら、このごみ袋については有料にしていこうということを議会に提案をさせていただいた。議会の皆様方も慎重審議をいただいて、やはりごみの関係等については、やはりそういう形をとらざるを得ない。家庭から出てくるごみについては、なかなか計算が出来ない。

ごみ袋についてはやはりそういうことであろうということから、平成12年10月にごみ処理有料化を導入して、住民皆さんにごみ減量に関する意識を常に高く持っていただいているということでございます。

その時でも、西谷議員からですか、無料の時でも、そんなん仮に5人家族のどこへ100枚もらっても足らんねやと、2人家族のどこやったら余んねんと、そういう考え方を示されたというのは、私はやっぱり地域によって、聞きますと、その45リットルの袋でも、半分に切ってミシンで縫って使っている方もありますし、1週間に2回のやつを1週間に1回にするとか、2週間に4回のやつを1回にするとか、そういう努力をされていることを考えますと、やはりごみ袋というのは、仮にごみを出さなかったらごみ袋を買わないわけですから、基本的に西谷議員のおっしゃるのは、ごみは何ぼでも出してええんだと、ごみ袋が高いんだという時も、その議論の中に、私は仮に45円であっても、その45円の原価は15円か11円やと。その中の30なんぼは、やはりそういう、これからは生ごみを必ず堆肥にしていかないかと、生ごみを処理せないかとということから、小学校あるいは中学校の給食等に対して、生ごみ堆肥機を購入しますよと、その資金に回しますよと。そしたら、西谷議員も、それはいいことやということもおっしゃってます。それは、当然生ごみが一番問題なんです。

そういうところから考えますと、私はこのごみ袋の有料化というのは、私は何も45円の45リットルのやつを、仮に1週間に2回収集されても、やっぱり1回にするとか、あるいは2週に1回にするとか、やっぱりそういう努力をされている方もたくさんあるわけでございます。そういうことで、ごみを減らしていくんだということをやったり最終目標にできなかったら、私はやっぱり、今、一番大きな問題は、これからの焼却炉そのものが、いつまでも延命することは不可能であろうと。

そして、今、申し上げているのは、これから生ごみが生ごみとして、そういう自治会に対して、生ごみを選別出来る自治会はございませんかということで、今、当たっております。そういうモデルケースをつくりながら、出来るだけ生ごみと、そして焼却出来るごみとの区別をしていく、そういうこともやっていかなかったら、私はやっぱりこれから一番大きな問題は、シルバー人材センターでも枝葉の剪定をされます。そしたら、今まではやっぱり焼却場のところへ持ってこられたんです。住民の方々は、結局やっぱり焼却場へ持って行ってますということは、これはごみがふえてまっしやないかとおっしゃるから、私はそういうことについては、どこかで処理出来るよかないのかというこ

とで、枝葉剪定の関係等については三重県のとこで処理をしてもらおうと。そしたら、その会社は、生ごみを欲しいんだということから、やっぱり色々と職員が勉強をしていただいて、色々と、今、そういう手法を考えながら、出来るだけ、平成24年の幸前、高安、高安西、睦の関係の焼却場をどうやっぱりしていくのか、あるいはそういうことは、やっぱり私は一番関心事だと思ってます。このことについて、やはり30年になりますこの焼却場が、ここで建て替えさせてほしいということが言えるのか、あるいはここでまた現状をそのままいくのか、そういうことについては、非常に私は今から職員に、そういうことを考えながらそういう作業をさせてます。

私は、ごみの指定袋の有料化というのは、そういう点では、出来るだけごみを減量化していく一つの方向づけにはいい方法だと思ってます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私は、別にごみ袋高いから負けてくれと言っているのではありません。

それと、町民が負担している部分が受益者負担としてごみ処理費に回ってない、このことも問題であります。実際に生ごみ、それは当然堆肥をしてごみ全体を減らすということは大事なんです。ごみ全体を見ますと、片方では住民に分別をさせながら、実際には産業ごみがあるまま入っている、そのまま持ち込まれている。その分を住民が見て、我々が一生懸命分別しているにもかかわらずされてない。そのことの方が問題ではないかということでもあります。

それと、焼却場のことをおっしゃいましたが、焼却場の問題と町指定ごみ袋の部分は、これは全く関係のないことでもあります。

時間がありませんので、次に行かせていただきます。私なら、町指定ごみ袋を廃止して、町と住民の負担をなくし、いかにすればごみ処理費を削減出来るか、町民皆さんと創意工夫して徹底的にごみ行政の無駄をなくしていきたいと考えております。

それでは、最後の質問に移ります。他町から、斑鳩のまちづくりには哲学がないと言われてます。24年間町政を運営してきた小城町長の斑鳩町の将来ビジョンを聞かせてください。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 斑鳩町の将来ビジョンということでございますが、町長として初当選して以来、「ふるさと斑鳩のために、今、何をすべきか」を常に心に刻み、すべて

の方に、来てよかった、住んでよかったとっていただけるよう、「人にやさしいまちづくり」を基本姿勢として、信念を持って全力で町政運営に邁進してまいりました。当時は、ちょうど藤ノ木古墳等が発掘されまして、世界的にも馬具という貴重な国宝級のものが出てまいり、今現在国宝でございますけども、そういうことで色々と斑鳩町から発信をしてまいりました。

これまでの歩みといたしまして、公共下水道やJR法隆寺駅周辺整備、いかるがパークウェイ、都市計画道路法隆寺線などの都市基盤の整備、町内遺跡や古墳の発掘を順次進めると共に、史跡藤ノ木古墳の整備や（仮称）文化財活用センター建設、史跡中宮寺跡の整備などの文化財の保存、活用、いかるがホールや図書館の建設などの文化と学習の拠点整備を行ってまいりました。

また、生き生きプラザ斑鳩やふれあい交流センターいきいきの里の建設など、福祉、健康づくり、子育ての拠点整備など、斑鳩町が持つ特色を生かしながら、21世紀にふさわしいまちづくりを進めてまいりました。

さらに、来るべき少子高齢化社会に備えるため、各種検診や高齢者インフルエンザ予防接種の無料実施、乳幼児・高齢者等への福祉医療助成制度の拡充をはじめ、乳幼児保育の充実として長時間保育、一時保育、学童保育の実施や妊婦一般健康診査の公費助成の拡充、助産婦の指導を取り入れた新生児訪問や妊産婦相談・指導の実施など、地域の支え合いによる地域福祉や将来の斑鳩町を支える子どもたちを安心して産み育てることが出来る子育て支援などの充実を進めてまいりました。

このように、私は「人にやさしいまちづくり」をまちづくりのビジョンとして掲げ、ハード・ソフト両面から町政を進めてまいりましたが、これまで経験したことのない人口減少社会の中で、今後、少子高齢社会が大きな課題となると共に、最近の凶悪犯罪の増加や集中豪雨などの自然災害、さらに昨年秋の世界的な経済危機による雇用問題など、人々が不安の中で暮らしておられることを考えたとき、こうした時であるからこそ、住民の皆様命と財産を守り、安全で安心して生き生きと暮らしていけるまちづくりを目指し、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、まず1つ目といたしまして、急速に進展する少子高齢化の中で、未来を担う子どもたちを安心して産み育てることが出来る環境を目指し、「安心の子育て・教育のまちづくり」として施策の充実を図ってまいります。

2つ目といたしまして、住民の皆様がいつまでも健康で安心して暮らせるよう保健・

福祉サービスの充実を図り、健康と福祉のまちづくりを進めてまいります。

また、3つ目といたしまして、循環型社会の形成など環境保全を一層推進すると共に、世界文化遺産のあるまちにふさわしい風景、景観を形成し、未来へと引き継いでいくために、「環境と景観のまちづくり」に取り組んでまいります。

4つ目といたしまして、豊かな文化遺産を保存、継承すると共に、観光やまちづくりと一体となった活用を図るなど、文化遺産の保全と活用のまちづくりを進めてまいります。

5つ目といたしまして、災害の未然防止と被害の拡大防止を図ると共に、災害時の危機管理体制の強化など「安全と安心のまちづくり」に取り組んでまいります。

6つ目といたしまして、安全で快適な日常生活が送れるよう公共下水道や道路整備をはじめとする都市基盤の整備を進め、「快適で住みよいまちづくり」を目指してまいります。

最後に、ただいま述べました施策以外にも、火葬場、ごみ焼却場、し尿処理場施設、また文化施設を町単独で保持している町は奈良県下でもなく、斑鳩町では、町に必要な都市施設を着実に整備してきたと考えております。

以上が、私の今後のまちづくりにおける基本的な姿勢でございますが、これからの事業推進に当たりましては、住民の皆様の声を十分にお聞きし、町議会の皆様にもご相談を申し上げながら、一つ一つ着実に遂行し、「生き生きと躍動する町 斑鳩」を目指し、今後とも全力で取り組んでまいり所存でございます。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私は、今、町長、長々おっしゃいましたが、町民が求めているのは、老若男女すべての町民が生活しやすいまちづくり、あるいは住んでいてよかったと思えるような誇りの持てるまちづくりだと思います。しかしながら、町の若者は出ていき、残されたお年寄りは、介護サービス問題を含め日々の生活に苦勞されておりますし、そして商店街はシャッターがおり、まことに魅力のないまちになっているのが現状であります。よくテレビで、ヨーロッパの田舎の小さな村の様子が放映され、その村人が、こんないいところは世界にないよ、仮に一たん仕事で出ても、将来必ず帰ってきたいというのを見ると、まことにほほえましい限りであります。私には、小城町長が長年町政に取り組んできましたが、町民が誇りを持てるような政策をしているようには思えません。

そこで、最後にお尋ねしたいんですが、住民に対し、長期政権のメリットとデメリットがあれば教えてください。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 行政の舵取りは、長年の経験と実績が肝要であり、山積する諸問題に対応する指導力も経験から身につけていくものだと考えております。

私はやっぱり、簡単に、1期、2期が、あるいはまた新しいものがないということではないと思います。斑鳩町の伝統と歴史というのは、やっぱり非常にこれがありますから、私になった時には藤ノ木古墳、これがようやく、今、現実となって整備が出来、また文化財活用センターが出来る。そこに初めて馬具が展示をされるという状況までつくってまいりました。これはやっぱり、文化庁とも榿考研とも、あるいは県とも協議出来る方向づけでいけるからこそ私は出来るのではないかなと思っておりますし、また特にいかるがパークウェイ、郡山斑鳩王寺線についても、私は61年から1年間かけて道路検討委員会を開催させてきました。

そういう経過をたどりながら、私は着実に反対住民、あるいは色んな方々とも、協議の場には乗ってこられなかったも、色んな意見を聞かせていただいて、今でこそ私は、この三室地域でも、あるいは紅葉ヶ丘の地域でも招待をしていただける、そういう関係づくりが出来ました。やはり私は、住民の方々はそういうことを望んでおられるんじゃないか。やっぱりそういうことも踏まえた中で、長い歴史はございますけども、道路行政についても、一朝一夕ではなかなか出来得ない。私は、簡単に言えば、これはいかるがパークウェイでも、もう途中でやめりゃそれは一番簡単です。しかし、やっぱり都市計画道路というのは、永久に続いていくわけですから、この問題等については、私はやっぱり長年のことを兼ねながら、ようやく6期目にして400メートルが出来上がった。そして、稲葉車瀬の方々のご協力を得て、そして三室地域の方々も、結局、沿線の方々は、土地所有者は、一日も早く買収をしてほしいという中で今現在進まれています。

そういうことを考えますと、こういうやっぱり、長いからどうかと、短いからどうかというんじゃないしに、1期1期、4年というのは、私に課せられた仕事ですから、私はやっぱりそういう情熱を持ってやる。そういうことの歴史的な関係というのは、私はやっぱり離れられない。特に、斑鳩のまちに対する愛着、愛情というものもやっぱり持っておりますから、そういう点については誰ひとりとも負けることのない、自分としてはそういう意欲を持ってこういう政治活動をさせていただいている。



私は、大学を卒業してから、まさにそういうことを勉強しながら、今日まで社会の経験もございませんけども、そういう一筋で私は来させていただいた。そういうことが、5年前には健康を害して、その時の環境を考えますと、非常にやっぱりしんどかった。その時に、一番問題は、特にJR法隆寺駅の橋上駅の関係等について、議会の皆様方に、どうなのか。当時、副町長さんが努力をいただいて、議会の皆様方の色んなご意見があったものの、やはりやっ払いこうという方向づけで、ようやく19年の3月に完成を見た。そして、今、北側の道路、あるいは南側の道路を見ましても、南服部や、あるいは目安から来られる方々は、非常にいい歩道が出来たと称賛をいただいていますし、私はああいうことが本当に長い年月かけて出来てきたなと思っています。

やはり、このメリット、デメリットというのは、私は、色々ありますけども、反省するところは反省をし、そしていいところはやっぱり伸ばしていくというのは、これは本当に日本の国の……

○議長（中西和夫君） 町長、時間になってますんで。

○町長（小城利重君） はい、どうもすいません。

○議長（中西和夫君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） ほとんど私の答弁に答えていただけなかったんですが、これで時間が来ましたんで終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、8番、西谷議員の一般質問は終わりました。

午前11時15分まで休憩いたします。

（午前11時01分 休憩）

---

（午前11時15分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問ですが、昨日もお二方から同質の質問がありましたので、また少し違う角度から尋ねていきたいと思いますが、まず今回の総選挙の結果、国民の負担がどんどんふえてきて、財政が厳しいといって色んな制度が悪くなった、ほんとに信じられないぐらい悪くなる、そしてまた失業者もふえる、もうこんな世の中は何とかしてほ

しいという中であって、お酒に酔って会見をしたり、問題発言があったり、緊張感のない国会議員さんがいらっしゃる。また、不透明なお金の流れ、そして改めるといってもメスの入らない天下り問題、そういった中で今回の総選挙で国民が奮起し、そして投票率が上がって政権交代が実現したというふうに私は理解をしています。ここに来るまでに、これでもかと国民に痛みを加え、もう我慢が出来ないと国民が思っていることがわからなかった自公政権のおごりと、国民を無視した結果ではないかなと。この結果をきちんと受けとめ、反省をしていただき、今後も国政に携わっていただきたいものだと思います。

さて、この1番目の質問ですが、今後、市町村にどんな影響があるかという問題です。昨日、るる述べられておりましたが、特に予測されるものとして、比較的早い段階で変わってくるであろうもの、また時間がかかってすぐにはなかなか出来ないのではないかと、というふうに考えられるものがあるのではないかなというふうに感じてるんですが、その辺については、町はどのようにお考えになられているでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 8月30日に投票がございまして、まだ新政権が発足していない状況でございますので、現状では町としては何も把握はいたしておりませんので、今のご質問につきましては、詳しくは当然お答えすることは出来ません。ただ、1点、新聞報道によりますと、子育て手当については、なるべく早く制度を決めてやっていきたい、出来れば秋の国会にも関連法を提出して来年の6月からでも支給したいといった報道が載っておりましたけども、それ以外につきましては、何ら承知いたしておりませんので、ご答弁はすることは出来ないということで、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

また、後期高齢者医療の制度改正につきましても、これは大きな問題でありますので、その作業工程等も明らかになっておりませんので、ご答弁につきましてはご了解いただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それと、昨日の答弁の中にもございましたが、国と地方の協議の場を法的に定めて行っていくんだというようなこともマニフェストにはあるということです。これについては、選挙の前から、大阪府の橋下知事などが強く要望をされておった事項ではあったというふうに思っておりますし、その点にも私も注目をしてお

たわけなんですけれども、ただ、国政と地方との協議ということになりますと、やはり都道府県レベルの話になるのか、どうなっていくのかというところが、非常に気になるところです。

私は、このように町行政にかかわる議会の議員として色々な仕事をさせていただいている中であっても、県の対応については、非常に不満があったり不信があったりしているのが事実です。ですから、こういう地方の協議の場というものに、いかに都道府県が市町村の声をきちっと聞いていけるのかというところについて、とても、このところについては、私自身は注目をしているところなんですけど、これにつきましては、何か町の方でつかんでおられることや、また町として望んでおられることなどがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 私どもも情報としてつかんでおりますのは、民主党のマニフェストのダイジェスト版とか新聞で情報を得ているだけでありまして、今、質問者もおっしゃいましたように、国と地方の協議の場を法律に基づいて設置とあるだけでございます。これの詳細についても、今後、詰めていかれるものと考えております、その法律の中で。

ただ、今日まで、大きな制度改正がある場合なんかには地方の意見を聞く場といたしまして公聴会等がございました。いわゆる地方6団体、知事会、県議会、市長会、市の議長会、町村会、また町の議長会の地方6団体から、非公式ではありますが、法律にのっとってないもので意見を聞いておられました。

ですから、これらを基本に法律を制定していかれるものとは考えておりますけども、ただその中身につきましては、ただいま現在言えることは、それを見守っていくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） わかりました。まだまだほんとにきちっと決まっていないことが多い中で、私たちも、そういうふうに国民が望み、斑鳩町の町民さんも多くの方がそういうふうに望んでの結果なので、その影響についても、非常にこれからも、私たちも議会人としても見ていかなければならないけれども、町行政としては、行政を預かる責任として、今後、大変なことになってくるのかなあというふうに思います。

昨日の答弁にもありましたけれども、私、以前から申し上げているように、色んな制

度、国の方で変えますよといいますが、変えるよ、変えるよというその詳細はなかなかおりにこない。そして、おりに来たと思ったら、ばたばたと非常に町では時間をかけて事務を確立しなければならない。で、今はもう全部コンピュータの処理ですから、パソコンのソフトを変えなければならないことに多額の費用がかかる。こういったことが、今後も、政権が変わったことによって起こってくるのではないかなというふうに思っています。

ですから、これまでどおり、私はこの点についても、町はしっかりと、どの程度の費用がかかってくるのか、そしてそれはやはり国にもきちっと要求をしていただいて、そういう斑鳩町の独自の一般会計に大きな影響を及ぼすことがないように、やはり手だてをしていっていただきたい。そして、市町村の痛み、市町村の中での色々な行政の課題、住民さんの悩み、こういったものについては、中央に声が届くように、風通しがよくなるように、政権が変わったことをきっかけに、この辺も町の方も最大限努力をしていっていただきたいなというふうに思っております。

そこで、②番目の質問なんですけれども、このように新政権が誕生いたしました、私はこれまで町長は自公政権にくみしておられたというふうに思っておりますが、今後、この新政権の国会での今後のやりとりや状況がよくわからない中ではあるものの、私は国とり合戦のような、権力争いのような、対立することばかりに力を入れるような国会になってもらいたくないというふうにも思っております。国民が選択して望んだ形を、誰もが一たん受け入れて、新政権に対しても、よいこと、悪いこと、冷静に判断しながら、やはりその都度色んなことを考えながら声を上げていかなければならないのかなというふうに私は感じているところですが、町長におかれては、この新政権に対して、今後、どのような対応になってくるんだろうかということ、ちょっと心配になりましたので、この点についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先日の衆議院総選挙の結果は、戦後初めて、野党が単独で過半数を得て政権が交代するという歴史的な結果となりました。政権交代という大きな動きの中で、政と官の関係など日本の政策決定の仕組みが大きく変わる可能性があると言われておりますが、我々地方自治体としては、国の動きを注視し、制度改正等に当たっては、すばやい情報収集に努めると共に、住民に最も身近な行政機関としての立場から、地方の声を中央に積極的に届けてまいりたいと考えております。

例えば、一番の問題は、後期高齢者制度については、新政権の公約の中で廃止とされているところではありますが、その後の具体的な方策は示されていません。高齢者が安心して医療を受けることが出来るよう、また高齢者を含めた医療保険制度全体が安定した運営が出来るシステムの構築が重要であることから、私ども町政を預かる者としては、制度改革に当たり、住民の皆様が安心して日常生活を送れるように、国に対して町村会や国民健康保険団体連合会など、あらゆる機会を通じて積極的に意見を述べてまいりたいと考えております。町村会の役員や国保連合会理事長なども務めており、奈良県の町村長の中でもリーダーシップをとりながら、中央に物が申せる立場にあると私は自負しております。

いずれにいたしましても、すべて住民の皆様の幸せのため、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、今後とも、言うべきことは言うという立場で国に対応してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 町長がこれまでの経験を生かして、県内でも国保連合会であったり、色々な場面で重職を担ってきていただいている経過がございます。ぜひとも、そういう、やはりベテランとして経験を積んでこられたその力を発揮して、この政権がかわる時に、ほんとにこれまでと、そして今後と、ここの境目のところで、市町村としては何をどのように要望していかんとあかんのか、何をどう強く求めていかなければならないのか、これについては非常に見逃せない、ほんとに見逃すどころか早く早くでも声をどんどん上げていっていただきたいというような思いもございますので、その辺につきましては、ぜひとも手腕を発揮していただけたらなというふうには思っているところですが、1番目について終わるに当たりまして、このことだけちょっと言わせていただきたいと思います。

昨日の新政権の中でのるるご答弁の中にございました一括交付金の考え方なんです、私、地方交付税の関係で言いましても、これまで保育所の運営費なんか国庫補助金やっただんです。それで、教育委員会にかかわる就学援助ですね、義務教育ですので、やはりどの子どもさんにも教育を受ける機会を保障しようという就学援助の制度、こういったものが、きちっと国庫補助と言われていたものがどんどん一般財源化されてきてるんです。先ほども、この前の質問者も、色々あった中にございました起債とかに対しても、元金を償還するのに交付税に算入されますよと、こんなふうになってきてんの、地方

交付税、じゃあふえるんかというたら、この間どうですか、見てたら、減ってくるばかりなんですね。

ですから、私は非常に矛盾を感じてた中で、この一括交付金の中身についても、多分、今、詳しくわからないと思うんで、これについてはお尋ねはしませんが、私たちはこのことについて、これまでの流れから見ても非常に心配をしていますし、どういう交付基準になっていくのかということについても非常に、議会もきちっと勉強もせなあきませんけれども、行政を預かれる方はもっと、いろんな機会とらえて早く声も上げれると思いますので、情報をキャッチして早く色んな声を上げながらやっていっていただけたらというふうに思っておりますので、そのことについてはぜひともご努力いただきたいということをお願いして、2番目に移らせていただきたいと思っております。

2点目なんですけれども、総選挙は終わりましたが、今年はまた町長選挙がございます。その町長選挙を目前にして、私は町長の姿勢というものを少し聞いてみたいというふうに思っていて、今回、一般質問に挙げさせていただきました。

町長は、昨日も、斑鳩を愛する気持ちは誰にも負けないというふうにおっしゃられた、その意気込みについて、私もその点については理解をしていますし、日ごろから町長の発言や行動を見てましたら、ああ、そういうふうにお考えなんだろうということは思っておるものの、やはりここに挙げさせていただいた問題については、きちっと私自身も確認もさせていただきたいという問題でございますので、ぜひともお答えいただきたいと思っております。

私は、戦争放棄という言葉が明記した憲法9条は、日本の宝だけでなく、世界的にも貴重な条文であると、そして国際的にも高く評価されているものであるというふうに常日ごろから思っております。そして、このことに誇りを持って、唯一の被爆国の国民の一人として、平和の大切さに関する問題については、とりわけ色々取り組みを私自身もさせていただいてまいりました。

ところで、平和の問題についても、日ごろから話の端々には町長の思いなども聞き伝えることもございますが、この際ですので、町長のお考えについてお尋ねをしておきたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 世界の恒久平和は人類共通の願いであります。とりわけ我が国は世界唯一の被爆国であり、我が斑鳩町におきましても、昭和60年（1985年）9月

27日、斑鳩町議会定例会において議員発議で提案された斑鳩町非核平和宣言が満場一致で決議され、非核三原則の堅持並びに核廃絶と軍縮を強く訴えています。

先だっても、6月20日にノンフィクション作家の9条の会の澤地久枝さんがいかるがホールで講演をされました。非常に、いかるがホールの大ホール並びに小ホール、研修室、いまだかつてない盛況で、大ホールは満杯、あるいは小ホール、あるいはそれを出た人は研修室というぐらいの方がお見えいただいたと。

その中で、私はあいさつの中で、特に本年の5月25日に北朝鮮で核実験が実施されましたが、国際社会の恒久平和への願いを無視し核実験を強行したことは、世界平和と安全を脅かす重大な挑戦であり、激しい怒りを覚えるものがありますと。当町は、世界文化遺産を有した非核平和宣言のまちであり、私はこれまでも核実験を実施した国々に対して、議長と共に抗議文を送付しておりますという内容であいさつをさせていただきました。

そういうことで、日ごろから、法隆寺さんの大野管長さんをはじめ世界宗教界の方々、あるいはまたこの宗教の方々、平和を祈るということで、この関係等についても非常に関心をお持ちでございますし、そういうことで、我々としては、この世界遺産のある法隆寺、あるいは法起寺、そしてまた法輪寺、あるいは中宮寺、あるいは竜田川という一つの遺産がございますから、そういう中で、今後とも後世にそういうものを、禍根を残さない、戦争を二度と起こさない、そういう基本姿勢に立っていきたいと思います。

また、本年8月には、核兵器のない平和な世界の実現を目的として、世界各国の都市で構成された平和市長会議の基本理念や活動趣旨に賛同し、同会議に加盟したところでございます。

今後におきましても、世界からの核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を願う斑鳩町非核平和宣言の精神にのっとり、真の平和の大切さを強く訴えていきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 平和の問題については、かなり町長のご意見は、共鳴出来る部分がございます。そして、先日の9条の会の澤地久枝さんの行事についても、非常に、ご参加をされ、そういう形で皆さんが平和を願っておられることについてのご認識をさらに深めていただけてるというふうに理解をさせていただきました。

続きまして、次に移らせていただきたいと思います、・番目につきましては、2つ挙げさせていただきます。これについては、なぜ挙げたかといいますと、私はこの斑鳩

町で町会議員をさせていただきながら、国が決めた障害者自立支援法、そしてまた後期高齢者医療制度、この2つについては、何とも我慢の出来ない許せない制度だと、ずっと感じておりました。そして、これらの制度の持つ問題点などについては常に、新聞報道などで内容が明らかになれば、制度開始の大分前から、町議会の方でも、私、色んな提起をさせていただいて、担当とも色んな話もさせていただいてきた問題なんです。

ところが、この今までほんとに大変な制度やと思ってたんですが、新政権が発足されると、これらは廃止をする方向であるというふうにマニフェストには書かれておりますし、先ほど1番目のご答弁でも、後期高齢者医療制度という言葉が総務部長からも町長からも出ておりましたが、ところで、私、1つずつお尋ねをしたいと思うんです。この障害者自立支援法なんです、色んな問題を持っているこの障害者に対する制度について、やはり町長は、今後のあり方についてもどのようにお考えになられているのか、お尋ねをしたいなと思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 特に、障害者自立支援法につきましては、私自身も、非常にやっぱりこういう制度が出来た中で、障害をお持ちの方々の気持ちを十分吸い上げられるのかといいますと、なかなかそう簡単にいかない。先だって、大石さんのお母さんが亡くなった。そしたら、大石さんは、姉さんと2人しかおりませんけども、姉さんは福知山に嫁がれて、週に1回ぐらいは見に帰ってこられるということでございますけども、やっぱり大石さんの娘さんにとっては、地域住民の方々が見ていただける。あるいはそういう中で、2時間ほどホームヘルパーさんを招いてやっている姿を見ますと、やっぱり、これで果たして、お母さんが亡くなりお父さんが亡くなって、この子らがこの自立支援法でお金が払えるのか、そういうことを考えてみますと、非常にやっぱり、必ずやっぱり、障害者をお持ちの方々は、ちょっとでも長生きを自分らはしていかなとこの子かわいそうやという気持ちを持っておられますから、そういうことを考えますと、やはりそういう法律が出来上がってくる中で、色々と議論がありました。

そういう中で、国会で、今現在、自立支援法は法律化されてますけども、私はまた、今、政権がかわって、これは与野党一致だと思います。そういう点については、与野党一致でそういう点を検討しなかったら、やはりこういう関係等については、末端の市町村がその方々の世話をするというのか、そういう声を聞いていかなかったら、なかなか出来得ない。そういう点については、やっぱり自立支援法等については、やはり再考し



ていくことが出来れば、やっぱりそういうことにしていただいて、出来るだけ障害者の方々を守っていくという姿勢を貫かなかつたら、やはり誰だって自分の産んだ子どもさんはかわいいわけですから、そのかわいい子どもさんが障害者になってしまった。そしたら、その障害者の子をどうしても助けていこうという姿勢は、絶対に誰にも負けないと思います。その気持ちの精神を我々は十分に肌感じてそういうことをしていかなかつたら、やっぱりこの子らはなかなか自立出来得ない。

幸い、大石さんの場合は、障害者として東郷の家に雇用をしていただいています。これもなかなか難しい中でも、やっぱり両親の理解があったからこそこうして雇用させていただいているわけですが、それから考えますと、こういう障害者の方々については、今後とも、斑鳩町の町議会の皆さん方も、障害者については非常に関心を持っていただいて、出来るだけ共同ですね、助けてやろうという姿勢は、私はどこのまちよりも負けない。そういう気持ちは、議会の皆さん方のお気持ちがあるからこそ私は出来るのじゃないかな。やっぱり障害者自立支援法については、もう一度再考することを考えていかなざるを得ないだろうと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 非常に、今、町長の前向きな思いを聞くことが出来ました。

そして、さらには、やっぱり与野党が一致してということです。私は、その言葉も、今、非常にいいことをおっしゃっていただいたなど。こういう問題については、みんなで協力をすることが大事だと。ましてや国レベルでは、色んな考え方を出し、色んな省令や実例を見ながら、どういう制度にするのが一番いいのかということをよく考えてやっていただかなければならない。今後、色んな国と地方の協議の場があっても、その点については、やはり制度の窓口となるのは常に市町村なんですね。ですから、今、町長もおっしゃったように、町のそういった色んな対応をしてきた実例などを生かしたそういう制度になっていくように、今後も努力をしていっていただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、先ほどから何度も出ておりました後期高齢者医療制度です。これも国会で結構無理やりこういう制度が出来ていった。小泉政権の時に出来て、それが実際に行われたのは去年からですが、これも色々その後問題があつて、ちょこちょこちょここ小手先で色んなことを変えてくるんですよね。こういう小手先で、意見があつたからちょこちょこ変えるというのではなくて、ほんとに医療どうしたらいいのか、そして高齢化

率が上がってきた今の日本の国の医療どうあるべきなのかということをしっかり協議をしていただいて、国は小手先でちょこちょこ変えるような制度ではなくて、やはりしっかりとした制度を確立してもらわなければならない。そのためにも、地方から声を上げていくことは非常に大事だというふうには思っておりますが、これにつきましても、今後、町長はどのようにお考えになられているのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 後期高齢者制度は、私はこれができる段階では、広域行政、広域でやるということに私は問題があったと思っております。やはり、こういう制度は、各都道府県、市町村が真にそういう気持ちを考えてやらなかったら、こういう後期高齢者医療制度というのは、非常にやっぱり、75歳になりますと後期高齢者になっていくという中で、所得の高い人はほとんど満額を払わなきゃいけない。そういう気持ちを考えますと、非常にやっぱり大変なことだと思いますし、そういうことの中で、色々と、今、政権与党である民主党は、この廃止を訴えておられますし、そういう中で、自民党と公明党の時もやっぱり色んな議論があったわけですから、そういう中で今年の4月から実施をしましたが、それもなかなかしんどい状況でございますから、そういうことを十分かんがみて、やはり皆さん方が本当に医療が受けられやすい環境にやっていくことが大事だろうと思っております。

やっぱり、これだけ負担が上がってきますと、国民健康保険でも一緒ですけども、結局やっぱり、我々にしたら、値上げしたらええやないかということに簡単にしますけども、職員にしたって、もうこっだけ赤字積もったらもう値上げやと。しかし、値上げをしたかて、必ず滞納がふえていくということを考えますと、滞納整理に行っても、必ず滞納がすべて入ってくるというわけではございませんし、なかなか入らない。分納誓約する。分納誓約する中で、一日一日がたってしまうということでございますから、やっぱりそういうことを考えますと、これ以上値上げすることがいいのか悪いのかということもやっぱり考えていかなきゃいけませんし、そういうことも踏まえた中で、総合的にこの医療制度、昔からですね、国民健康保険が発生した時から言われているんです。その都度、退職者医療保険とか、あるいは老人保健とか、そういうものをつくってこられた。その都度、必ず、最初はいいいんですけども、必ず赤字になっていく。その赤字のふん詰まりは、やっぱり市町村に負担がかかってくるという制度でございますから。ただ、唯一、老人保健だけは、国あるいは県の関係で町の負担はなかったものですから、それ

については老健は助かったんですけども、それが国にとっては大変ということで後期高齢者をやってきたと思うんですけども、そういう医療を、抜本的にこの制度を改正しなかったら、いつも毎年町村会、あるいは県議会、あるいはそういうもので、国保の関係の各政党の代表者来るんですけども、決まって必ず自分とこの政党からこういうことをしますよということは絶対言わないんです。だから、それは来年に先送りや先送りやということでずっとこれ来た中でこういうふん詰まりが来たと思いますから、抜本的にやっぱりこの国民健康保険をはじめ後期高齢者についても、制度の中で改正するところは改正する。やっぱり料金を払いやすい、そういう負担を、多額にならず払いやすい環境をつくっていかなかったら、この保険制度というのはなかなか維持出来ないと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、町長のご答弁の中で、あわせて国民健康保険の心配もなさっているということでございましたので、ちょっと私も安心したんですが、私、国民健康保険、町で連続して値上げをした時に、強く反対をした立場でございました。なかなか、この国民健康保険を構成する被保険者という状況を考えたら、もうほんとに大変な健康保険だということも言いながら、そしてその国民健康保険からもまた逆に締め出して新たに後期高齢者医療制度という形で医療保険を立ち上げたという、そして、今、町長もお考えいただいているようです、私も広域連合での運営というのは、不自然な運営の仕方であるし、これには問題ありということを考えてきました。

今後、やはり、国民健康保険も含めてこの後期高齢者医療制度、新しい政権では廃止とおっしゃっておられますが、それでは代替の、じゃあこうするんだということが示されていないということを昨日もおっしゃっておられましたので、今後の動きですね、そしてそれと共に国保連の方でも町長も理事もなさっているということですので、やはりこれらの点につきましては、しっかりと市町村の声を上げていっていただくことが重要かなあと。国会まで行って各政党の代表にもお会いになっているというようなこともおっしゃっておられました。そういう積み重ね、そういう努力ということをやっぱりして、熱意だと思うんですね、地方のそういう思い、状態をどういかに国に伝えられるのか。そのことは、今後、斑鳩町にとっても大きな課題になると思います。町長はじめ職員皆様方にとられても、その熱意を持って市町村の状況を上部団体に伝えていく、要求していくということを常に忘れずに臨んでいっていただきたいというふうに思いま

す。

そして、③つ目に移らせていただきたいと思うんですが、私は行政の柱は、以前から、福祉と教育であるというふうに持論を持っております。色々な意味で弱者と言われる方々の生活をどう守っていけるのか、そして人を大切にする、人の命というのはどの命も等しいんだということ。

そんな中で、人の優しさ、ぬくもり、こういったものを感じられるまちづくりということになれば、やはり福祉をどう大切にしていけるか。そして、そういう大人に育てるために教育というものがいかに大切か。私は、学力だけの問題ではないと思っております。人間形成にとって、学力以上に人として育てることについては、家庭でも学校でも地域でも、やはり大切に子どもを育てる、そのことで子どもたちが大切にされていることを理解していけば、豊かな心が育っていくのではないかなあと考えております。そういう育てるところ、ぬくもりがあるところに関して、お金がないからといって、ぎすぎすとして、ここ、手、抜こうということがあっては、後々の影響というものが非常に大きいものになるという懸念がされるのではないかな。

私は、行政の柱は福祉と教育で、そこには出来るだけやはりお金を使わなければならないのではないかとこのことを考えてきました。そして、この間、やはり色々なことをご答弁なさったり色々な話をする中で、町長は、福祉は後退させてはならないという思いなどもこの間にご発言をされた経過もございましてけれども、改めてお尋ねをしたいと思います。色々な社会情勢の変化、そういった中で、今は新政権の誕生ということもございまして、そんな中であって、町長選を目前にされて、やはり福祉に関して町長がどのような思いを持っておられるのか、私は再確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、里川議員からご指摘のように、福祉の関係等につきましては、私は、特に議会の皆さん方が終始熱心に福祉のことを思っていただけ、そういうご要望がございまして、私はそれにやっぱりこたえていくべき、出来るだけ福祉の後退はしてはいけないということで、色々障害者、あるいはまた色々な関係の角度からさせていただいております。

幸い、そういう点で、特にインフルエンザの問題とか色々な問題等ございましてけれども、そういうものを、やっぱり福祉というのは、いろんどこに私はあるんじゃないか。

その関係等については、やっぱり心を育てていくことも一番大事でありますし、そういう人間の心をはぐくんでいくという中では、やっぱり福祉を大切にすることが一番大事であろうと。そういうやっぱり現場現場を皆さん方に見ていただく、そういう機会というのは、私はこの7月から8月にかけて、障害者の集いとか、あるいはまた一日里親とか、あるいはふれあいの障害者の関係等についても、そういう形で皆さんが接していただける、そういうことによって色んなご意見をいただく、その意見を吸い上げていくことが出来る環境をつくっていただけるのは、私がやっぱりそうしてそれを何とかやってやらないかなという気持ちになっていくということでございますし、これからも、福祉については限度がないわけですから、この福祉を出来る限り、その方と、あるいはまたそういう人と接しながらそういうことを学んでいきたい。これからも、議会の皆さん方のご意見、あるいはそういう委員会等におけるご意見等を十分に尊重して進めてまいりたいという気持ちでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 議会の方もえらい持ち上げていただきましたけれども、確かに議会としても、私たちも厚生常任委員会、そしてまた私個人も一般質問の中では、福祉にかかわる質問は多数させていただいてまいりました。当議会の議員皆さん、本当に心優しい、ぬくもりを大切に考えながら、福祉のことをほんとに議員一同考えていただけてるというふうには思います。

ですから、今後、この新政権になって、色んな福祉の制度がどうなっていくのかということも非常に関心の高いところだと思います。我々議員も、ここは見逃してはならないけれども、町行政におかれては、さらにこのところ、福祉の部門では色んな制度がありますので、この制度がどうなっていくのかということについては、目を離さず、早く情報をキャッチして早く対応をしていっていただきたいということ。そして、声を上げるにしても、遅きに失してはならない。やはり、早く声を上げることが大事だというふうに私は思いますので、職員皆さんも、引き続きご努力の方をしていっていただきたいというふうに思っております。

教育についても、先ほども申し上げました、やはりここをぎすぎすとし、お金がないからといって削ってばかりおってはいけない。ここは、やはり、いわゆるつぎ込むところはつぎ込まなければ育たない。木でも何でも、肥料がなければ育たない。やはり、このことについては、教育という問題についても、きちっとすべきことをしていかなければ

ればならない。そうしなければ、きちっとあんじょう思うように、立派にというのか、色んな表現があると思いますけれども、心豊かな人間形成につながっていかない心配があると思っております。ですから、教育についても、やはり手を抜いていただいているというふうには思っているところですが、この教育については、どのようにお考えになられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城市長。

○市長（小城利重君） この関係等についても、議会から、常日ごろから、小学校の30人学級等おっしゃっていただいた関係等についても、今年度から、1年生については30人学級ということで取り入れてまいりました。また、来年度でも、1年から3年、あるいはまた中学校ぐらいまでも30人学級を、出来得ればそういう努力をしていきたいという考えでございます。

最近、私は、特に斑鳩小学校、中学校を見てみますと、非常に教育の熱は上がって来ますものの、今、一番問題は、クラブ関係等についても、昨今ずっとクラブを見に行っているわけですが、この夏の斑鳩中学校の吹奏楽、あるいは南中の小編成の吹奏楽、いずれも銀賞をもらわれましたけれども、やはり皆さん方は生き生きとされてますし、またバレーボールについては、斑鳩中学は全国大会まで出場をさせていただいて、議会の皆さん方のご協力によって九州大分県で頑張らせていただいたわけですが、やはり少年サッカーにしても、あるいは東小学校の和太鼓ソーラン節にしても、やはりそういう点では、教育そのものについて、非常に、今、奈良県は学力はある程度いいといいながら、体力は非常に素晴らしいと言われてますが、今、現時点では、私はやっぱり、中学校、小学校でそういうものをどんどん、クラブを養成していくことが一番いいのではないかな。そういうことによって、チームワーク、あるいはまた学校の全体の意識が変わってくるんじゃないかな。

そういう点では、栗本教育長が進めておられる小中一貫制の問題、あるいはそういう色んなことを学んできたわけでございますし、また先だっては、もう何年もなりますけれども、子ども模擬議会では、小中学校の机、椅子がぼろいからかえてくれということについても、これも6年間ですべて解消させていただきました。中学校3年、あるいは2年、1年と、そして小学校6年から今は1年もすべて完成したわけですから、そういう点については、教育現場も、私はまずやっぱり教育現場を整えていくことが一番大事であろうと思っておりますし、それに対するやっぱり生徒の意欲そのもの、また学校の先生方の意欲、

そしてまた校長、教頭がそれを十分こなしていけるという状況。今度もコンピュータを入れかえますけども、職員は1台ずつ皆配備をさして、そういうコンピュータをいかにうまく利用させていただくのか、そういうことも考えて努力をしていきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私、何人もの方から、私は斑鳩町で子育てをしたいと思って斑鳩町へ来たんだというような意見を聞いたことがあるんです。すごく素晴らしいことだなあ、環境はいい、そして教育にも熱心だということで、この間にでも、色々学校教育の中でも、総合学習に、研究するのに研究費をつけよと言えば、教育委員会の方で、総合学習の補助金もつけていただきました。色んなことをこちらが提案すれば、前を向いて色々考え、現場の意見も聞いてやっていこう。そういうふうにもみんなで頑張っている教育だからこそ、ここへ来て子どもを育てたいんだと思う方たちに伝わっている部分があるんだなと思っております。

でも、その反面、幼稚園の入園に関しては、途中で入園断られたとか、色んな問題もこの間にございました。でも、そういった問題を、今後、やはりどうクリアしていくのか。今、まさに東幼稚園では、入園料をとったことによって、3年保育の幼稚園児さんの預かる時間を長くした。それは非常に保護者に好評でして、すごく今年の3年保育さん、ぎょうさんおったんですね、申し込みがね。そしたら、次からどうなんねやろうと、教室、東幼稚園足らんの違うかと。保護者さんが、今、そのことについて、今後の東幼稚園の将来を心配していただいているというような状況がございます。

そういったことも含めまして、やはり幼児教育から義務教育までの間は教育委員会ですけれども、その後も、やはり若者にも色々な社会教育ですね、ですから生涯学習という形で、斑鳩に住んでおられる方の教育に関しましては、やはり今後も幅広く取り組んでいていただきたい、そしてニーズにこたえていていただきたいということを強く願っているということを申し上げて終わらせていただきたいと思います。

次なんですけど、3番目に書かせていただきました教員免許の更新制度についてなんですけど、これは私は、非常にこの制度自体は問題がある制度で、こういうことを何ですんのやろうというふうに、こういうことを行うことに反対だと思っている立場の人間なんですけど、ですけれどもこれをすることになっておりますので、あえてきちっと、この際ですのでお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

まず最初に、小中学校の町費の講師の先生、県費の先生たちは県の方もあれなんかなあと思うんですが、町費の先生方もいらっしゃると思うんですけれども、これらについては、どのような対応をされるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この教員免許法の改正でございますが、平成19年6月に教育職員免許法の改正をされまして、今年の、21年の4月1日からこの免許更新制度が導入されたということでございます。

この制度でございますけれども、その時の教員として必要な資質、能力が保持されるように、最新の知識、技能を身につけるということでございます。教員が自信と誇りを持って教壇に立って、社会の尊敬と信頼を得ることを目標にすることでございます。そうしたことをしながら、しっかりと子どもたちの指導をしてほしいと、こういうことがねらいでございます。

特に、この更新制の基本的なポイントでございますが、1つ目として、更新制の目的、その時々、今、申し上げましたように、教員として最新の知識、技能を身につけることでございます。2つ目として、平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に対しまして10年間の有効期限が付されていること。3つ目として、2年間で30時間以上の免許更新講習の受講を修了しなければならないこと。それから、4つ目として、21年3月31日以前に免許状を取得した者にも、更新制の基本的な枠組みの中で適用するということが基本的なポイントとなっております。

そうした中で、小中学校の町費の講師についてでございますが、これも教員免許を持って今後も教員として活動をされる場合については、この免許の更新制の講習を受ける必要がございます。

そうした中で、町に来ていただいております講師先生の採用に当たりますには、当然その持っておられる免許状の確認をさせていただいております。そうして、その中で、小中学校の区別、あるいは教科等を確認しながら、必要な先生の採用をさせていただいております。

この講師先生、小中学校へ配置いたしました先生方につきましても、当然先生自身もこの更新制というのはご理解いただいているというふうに思っておりますので、自分の免許状の期限というものをしっかりとみずから確認をしていただく必要があるだろうというふうに思っておりますし、幼稚園に来ていただいている先生方におきましても、同



様のことをしていくということでございますので、いずれにいたしましても、この更新講習につきましては、教員みずからの仕事の糧になる免許でございますので、十分みずからその受講期限、自分の免許状の期限というものを確認いただきまして、そして適宜受講をしていただくというのが大事ではないかなというふうに思っています。しかし、配置されているところの校長あるいは園長が、その先生方の免許の確認をしながら、適宜、助言指導をしながら、受講漏れのないようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 30時間の受講をせんとあかんということですので、非常に日数的にもとられるわけですね。1日行っても5日間かかったり、半日しか行かへんかったら10日もかかったりとかいうようなことになってくるし、これらについては、しかも受講出来る大学が、奈良県なんかでしたら大学少ないですね。そしたら、先生方が、どこまで受講をしに行かなあかんのか。それと、1回で済みませんのでね、交通費もかかりますし、受講料が非常に高いということ、各大学で行っていただくので高いということ聞いてます。この高いのも自前と、ご自身の免許の更新ですので。高いということも聞いてるんですけどね。

そこでなんですが、今、教育長、幼稚園のこともおっしゃられたのでついでお尋ねしますが、小中学校の町費講師の先生方というのは、年間どの程度の報酬を差し上げておられるのか。それと、幼稚園の教諭、正職ではなくて臨時講師さんの場合、年収としてどの程度お払いになっているのか。しかも、パートで講師に来ておられる方もあるのではないかなというふうに思ったりするんですが、それらちょっと、どの程度の報酬をもらって働いていただけてるのか、幼・小・中の講師、または臨時講師などについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） まず、小学校でございますが、今年から導入いたしました1年生の30人学級に対しましては、これは常勤で入れております。月額17万2,200円でございます。それから、あと講師につきましては、日額9,200円で採用をさせていただいております。これは、年間199日ということでございます。それから、中学校につきましても同様、常勤の教科補充で入っていただく先生には17万2,200円、そして講師については9,200円ということで採用をさせていただいております。

それから、幼稚園でございますが、これは幼稚園の常勤講師として1名採用いたしておりますが、17万200円でございます。あと、特別支援等に入っております先生方については、時間給で採用をさせていただいて、1時間1,000円の報酬で採用をさせていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 免許の更新といえども、正職員として働いておられる方もあれば、常勤として月額でもらっておられる方、また日額で働いておられる方、また1時間何ぼというパートで働いておられる方、色んな方がいらっしゃいます。色んな勤務形態があり、色んな報酬の支払い方法のある中で、一律に30時間、しかもこの免許の更新では、受講するのに8万から9万ぐらいかかるというようなことも、私、聞いてたんですけれどもね、非常に自己負担も大きいというふうに聞いておるわけなんですけど、この30時間行っていただく分の補償、補償と言うたらおかしいんですけれどもね、それもちよっと心配をしておるんですが、夏休みなどの幼・小・中は長期休暇がございますのでね、それらを利用出来るということは聞いておるんですが、そこで3番目に時間がありませんので行きたいんですが、保育士さんについてなんですが、保育士さんも、保育園を見ますと、正職より臨時職員さんの方が多く、そしてまた臨時職員さんの中には、幼稚園と両方の免許をいただいている方もあるという中であって、夏休みもない、長期休暇のない保育士さんたちのこの受講については、非常に厳しいものがあるのではないかなと思うんですが、保育士さんの正職、臨職、パートさんの人数と報酬、それと30時間どのように確保されるのかについて、お尋ねをしたいなと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保育士の方については、私の方からお答えさせていただきます。

まず、今の保育園での職員数と幼稚園教諭の免許所持者数でございます。正職につきましては21人おりますが、うち19名が免許状を持っておられます。また、臨時保育士につきましては30人おりますが、うち26名、合わせまして両方で保育士の合計51名のうち45名が幼稚園教諭の免許を持っているということになっております。

あと、その対応でございますけれども、保育園に勤める保育士につきましては、教員免許の更新制度については、直接の影響がないわけでございますけれども、今、申しました

ように、現在、保育園で勤めている保育士の中には、幼稚園教諭の資格を持っている者が多いということから、幼稚園と同様に、本人が教員免許の更新を希望する際には、教員免許講習にかかります講習の受講の期間につきましては、職務免除扱いとし、研修を受けられる期間が2年間ということで比較的長いことから、受講者が分散して受講をしていただくように努めてまいりたいと思っております。研修に参加する間は、30時間ですけれども、その間は職員間の協力体制により調整を行い、保育に支障の来さないようにしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今年、調べますと、以前なんか、大分前でしたら、お盆の時なんか半分ぐらいしか来てはれへんかなあと思うんですが、今年でしたら、保育園なんかお盆でも7割以上のお子さんが来られているという中で、夏休も交代でとっていただかなん。そんな中であってこの講座も受けていただかなあかん、講習へ行ってもらわなあかん。こういうことについて、すべての機関です、保育所も幼稚園も小中学校も、やっぱり子どもに支障を来すようなことがあってはならないというふうに、まず第一に私は思っておりますので、その点については、どこの施設も気をつけていていただきたい。

それと、先ほど、今、お答えなかったんですが、時間がないのもう結構ですが、働く形態が様々な形の待遇の皆さん方が、同じ条件でお金を使って自己負担でこの受講をせんといかんという中であっては、この間に臨時職員の待遇が斑鳩町でも悪くなってきております。賃金を下げてきてます。議会からも色々申し上げて、若干訂正があったかに思いますが、十分、こういうことが行われるということなども考慮をしていただきまして、臨時職員さん、パートさん、こういった方々の、働いているけど生活苦しいというような中で、斑鳩町で働いていただくに当たっては、これらの臨時職員さんたちの待遇についても、こういうことも含めて、いま一度お考えをいただきたいということを申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、7日は午前9時から予算決算常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をよろしくお願い申し上げます。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午前 12 時 15 分 散会)